

## 養老町第一回定例会会議録

平成二十七年第一回養老町議会の定例会を養老町議会会議事堂に召集されたので会議を開いた。  
その次第は次のとおりである。

### ○議事日程 (平成二十七年三月四日第一日)

- |       |            |       |        |   |
|-------|------------|-------|--------|---|
| 日程第一  | 会議録署名議員の指名 | 日程第十二 | 議案第八号  | 養老町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について  |
| 日程第二  | 会期の決定      | 日程第十三 | 議案第九号  | 養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について   |
| 日程第三  | 諸般の報告      | 日程第十四 | 議案第十号  | 養老町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例について   |
| 日程第四  | 報告第一号      | 日程第十五 | 議案第十一号 | 養老町体育施設条例の一部を改正する条例について   |
| 日程第五  | 議案第二号      | 日程第十六 | 議案第十二号 | 養老町立食肉事業センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について  |
| 日程第六  | 議案第三号      | 日程第十七 | 議案第十三号 | 養老町介護保険条例の一部を改正する条例について   |
| 日程第七  | 議案第四号      | 日程第十八 | 議案第十四号 | 養老町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について   |
| 日程第八  | 議案第五号      | 日程第十九 | 議案第十五号 | 養老町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第九  | 発議第一号      | 日程第二十 | 議案第十六号 | 養老町下水道条例の一部を改正する条例について  |
| 日程第十  | 議案第六号      |       |        |   |
| 日程第十一 | 議案第七号      |       |        |   |

- 日程第二十一 同意第一号 教育委員会委員の任命同意について
- 日程第二十二 議案第十七号 平成二十六年養老町一般会計補正予算(第六号)
- 日程第二十三 議案第十八号 平成二十六年養老町国民健康保険特別会計補正予算(第三号)
- 日程第二十四 議案第十九号 平成二十六年養老町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算(第一号)
- 日程第二十五 議案第二十号 平成二十六年養老町上水道事業会計補正予算(第三号)
- 日程第二十六 議案第二十一号 平成二十六年養老町介護保険事業特別会計補正予算(第三号)
- 日程第二十七 議案第二十二号 平成二十七年養老町簡易水道特別会計の繰入れについて
- 日程第二十八 議案第二十三号 平成二十七年養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについて
- 日程第二十九 議案第二十四号 平成二十七年養老町公共下水道事業特別会計の繰入れについて
- 日程第三十 議案第二十五号 平成二十七年養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れについて
- 日程第三十一 議案第二十六号 平成二十七年養老町一般会計

- 日程第三十二 議案第二十七号 平成二十七年養老町国民健康保険特別会計予算
- 日程第三十三 議案第二十八号 平成二十七年養老町簡易水道特別会計予算
- 日程第三十四 議案第二十九号 平成二十七年養老町立食肉事業センター特別会計予算
- 日程第三十五 議案第三十号 平成二十七年養老町住宅新築資金等貸付特別会計予算
- 日程第三十六 議案第三十一号 平成二十七年養老町上水道事業会計予算
- 日程第三十七 議案第三十二号 平成二十七年養老町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第三十八 議案第三十三号 平成二十七年養老町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第三十九 議案第三十四号 平成二十七年養老町介護保険事業特別会計予算
- 日程第四十 議案第三十五号 平成二十七年養老町介護サービス事業特別会計予算
- 日程第四十一 議案第三十六号 平成二十七年養老町後期高齢者医療特別会計予算

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

○出席議員

- 議長 松永民夫
- 二番 長澤龍夫
- 三番 大橋三男

○地方自治法第二百一十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長	副町長	教育長兼 教育委員会事務局長	総務部長	総務部参事兼 総務課長	総務課長	企画政策課長	総務部税務課長	住民福祉部長
大橋孝	西脇正博	並河清次	問山孝通	田中信行	田中	田中隆	渡邊章博	日比重喜
四番	五番	六番	七番	八番	九番	十番	十一番	十二番
三田正敏	吉田太郎	早崎百合子	野村永一	田中敏弘	松永民夫	皆川雅子	中村辰夫	水谷久美子
○欠	○欠	○欠	○欠	○欠	○欠	○欠	○欠	○欠
二名	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

住民福祉部長	住民福祉部長	健康福祉課長	住民福祉部	住民福祉課長	生活環境課長	産業建設部長	産業建設部参事兼 農林振興課長	産業建設部長	商工観光課長	産業建設部長	産業建設課長	水道課主幹	会計管理者兼 会計課長	教育委員会	教育総務課長	教育委員会	生涯学習課長	教育委員会	スポーツ振興課長	消防長
佐藤嘉但	野村博治	野村博治	佐藤昌子	柏渕裕昭	川地豊己	山中秀樹	伊藤博文	桐山一則	加藤敏博	松岡弘泰	久保寺利明	伊藤公一	堀田明男	西脇和信	稲川諭実彦	稲川諭実彦	稲川諭実彦	稲川諭実彦	稲川諭実彦	稲川諭実彦

(開会時間 午前九時三十分)

○議長(松永民夫君) 第一回養老町議会定例会を開会するに当たりまして、議員並びに執行部各位には、何かと御多用の中、御出席をいただきまして、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。

私が前段を読み上げますので、後段の御唱和をお願いいたします。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は、全員の出席であります。

なお、執行部におかれましては高木水道課長にかわり、桐山水道課主幹に出席をいただいております。

ここで、報道機関に限り今定例会開会中、傍聴席より議場内の会議の状況について、取材のための写真撮影を許可いたしました。また、議会改革特別委員会による試験的に議場内のビデオ撮影を行います。

それでは、ただいまから平成二十七年第一回養老町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

○議長(松永民夫君) 日程第一、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第二百二十七条の規定により、三番 大橋三男君、四番 三田正敏君を指名いたします。

○議長(松永民夫君) 次に、日程第二、会期の決定を議題といた

します。

ここで、二月二十日、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営等について審査されました。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長 田中敏弘君。

○議会運営委員長(田中敏弘君) 議長の命によりまして、議会運営委員会の報告をいたします。

去る二月二十日午前九時三十分より、委員及び正・副議長並びに執行部の出席のもとに開会いたしました。

協議事項は、平成二十七年第一回養老町議会定例会の運営についてであります。

会期は、三月四日水曜日から三月十八日水曜日までの十五日間とし、本会議開会時間は午前九時三十分と決定しました。

議事日程につきましては、一、開会宣言、二、会議録署名議員の指名、三、会期の決定、四、諸般の報告、五、平成二十七年町長施政方針の説明、六、議案の提案説明及び委員会付託、七、町政一般に関する質問、八、議案の審議、この順序で議会運営を行うことに決定しました。

一般質問は、議会二日目の三月十七日火曜日に行うことと決定しました。

次に、審議する議案につきましては、専決処分の報告一件、条例の制定及び一部改正十六件、人事案件一件、平成二十六年一般会計及び特別会計補正予算五件、平成二十七年特別会計の繰り入れ四件、平成二十七年一般会計及び特別会計等予算十一件、合計三十八件であります。

審議方法につきましては、議事日程の日程第四、養老町住宅新築資金等貸付償還金の債権の放棄に関する報告については、地方

自治法第八十條第二項の規定による報告でありますので、議会初日に上程し、報告のみを受けること。

次に、日程第五、養老町債権管理条例の制定についてから、日程第八、養老町国営土地改良施設等の維持管理に関する条例の制定についてまでの四件及び日程第二十二、平成二十六年養老町一般会計補正予算（第六号）から、日程第三十、平成二十七年養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れについてまでの九件は、議会初日にそれぞれ一括議題として上程し、提案理由の説明を受け、総括質疑後、議案の内容ごとに所管の常任委員会へ付託し、審査すること。

また、日程第三十一、平成二十七年養老町一般会計予算から日程第四十一、平成二十七年養老町後期高齢者医療特別会計予算までの十一件は、二月二十七日の議会全員協議会で新年度予算の内示を終え、また本日、町長から施政方針の説明を受けますので、提案理由の説明は省略し、一括議題として上程後、総括質疑を行い、議案の内容ごとに所管の常任委員会へ付託し、審査すること。

そして、議会最終日にはこれら常任委員会へ付託した二十四件について、一括議題として上程後、各委員会へ付託された議案についての審査報告を委員長から行い、委員長への質疑を付託議案ごとに討論を経て、採決すること。

次に、日程第九、養老町議会委員会条例の一部を改正する条例については、私と中村副委員長の発議として、議会初日に上程し、私が趣旨説明を行い、議会最終日に私への質疑後、採決すること。また、日程第十、養老町行政手続条例の一部を改正する条例についてから、日程第二十、養老町下水道条例の一部を改正する条例についてまでの十一件は、議会初日に逐条上程し、提案理由の

説明のみを受け、議会最終日に質疑・討論を経て採決すること。

次に、日程第二十一、教育委員会委員の任命同意については、人事案件につき議会初日に上程後、提案理由の説明を受け、質疑を行い、討論を省略し、採決すること。

次に、米の需要・価格安定対策及び需要拡大を求める請願書については、産業建設委員会に付託して審査願ひ、議会最終日に上程後、委員長より報告を受け、委員長への質疑後、討論を経て採決すること。

なお、議案審査の付託先である総務民生委員会は、三月五日木曜日の午前十時からと、六日金曜日の午後一時三十分から、そして産業建設委員会は、九日月曜日の午前十時から開催するよう各委員長へ要請すること。

以上のように決定しました。

これで議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（松永民夫君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りをいたします。

ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日三月四日から三月十八日までの十五日間にいたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、本会期は本日三月四日から三月十八日までの十五日間と決定いたしました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第三、諸般の報告を行います。

本日の日程については、お手元に配付してあるとおりであります。

す。

また、監査委員から、地方自治法第二百三十五条の二第三項の規定により、平成二十七年一月分の現金出納検査結果報告書が議長に提出されています。

これで諸般の報告を終わります。

次に、平成二十七年度町長施政方針の説明を議題といたします。ここで、町長の挨拶をいただき、続いて町長施政方針の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） 皆さん、おはようございます。

三寒四温というにはちよつと早いのかもかもしれませんが、何か一日おきに天気が変わるようでございます。

この第一回の養老町議会といたしますと、四年前のどうしても東日本大震災を思い出すわけでございます。あれから四年が経過しようとしておりますけれども、いまだ二十三人の方が県外、町外でお暮らしになっているという現状を見ますと、大変な被害であつたなということと、あわせてよそのことではないように考えていかなきゃならないのかなというふうに思います。

何とかさういった災害のないことを祈るのみではございますけれども、やはり少しでも減らすための減災施策というのは、これから十分していかなきゃならないのかなという思いでございます。それから、原発問題等についてもいろいろと再開問題等がささやかれておりますけれども、やはり一日も早いクリーンエネルギーに代替することを望まずにはいられないというふうに考えるところでございます。

それでは、平成二十七年第一回養老町議会定例会、町長の提案説明をさせていただきますと思います。

本日、ここに、平成二十七年第一回養老町議会定例会が開会され、新年度予算を初め各般にわたる諸議案の御審議をお願いするに当たり、町政経営に関する所信の一端と主要施策の概要を申し上げます。

私は、平成二十二年十二月に町長に就任して以来、一貫して公平・公正な町政経営と町民が主役である協働のまちづくりを進めてまいりました。二期目の町政経営につきましても、少子・高齢化や人口減少などの難題が山積している中、今後も初心を忘れることなく、全力で事業の推進に取り組んでまいります。

さて、本町の財政状況につきましては、平成二十五年度の経常収支比率が八六・六％と、依然として高い水準にあり、社会福祉や児童福祉などの扶助費や臨時財政対策債等の公債費の義務経費が増大しております。また、実質単年度収支は四年ぶりの赤字となり、極めて厳しい状況が続いておりますが、懸案事業の推進に向けて平成二十六年度に引き続き積極型の予算編成となりました。

平成二十七年年度の予算規模につきましては、一般会計が前年度比三・五％増の百九億一千二百万円、国民健康保険特別会計など九つの特別会計及び企業会計は八・九％増の八十三億七千四百六十万円で、総額は前年度比五・八％増の百九十二億八千六百六十万円となりました。

一般会計予算の歳入面では、国の緊急経済対策等の実施により、穏やかな景気回復が見込まれ、町税は前年度比三・一％増の三十三億九千四百九十九万一千円を、また地方消費税交付金は平成二十六年税率引き上げ分の平年度化により、前年度比二五・六％増の四億四千八百八十万円を計上いたしました。

地方交付税については、地方財政計画の内容等を踏まえ、前年

度比〇・七％減の二十一億七千万円を見積もり、町債については地方財源の不足に対処するための臨時財政対策債に四億九千万円を見込み、消防救急デジタル無線整備事業債に一億八千四百二十万円、地方道路等整備事業債に一億二千万円など、総額で前年度比七・四％減の九億六千六百万円を計上いたしました。

町政の経営方針でございます。

国においては、昨年十一月にまち・ひと・しごと創生法が成立し、十二月にはまち・ひと・しごと創生長期ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されました。この中では、人口減少・超高齢社会の原因を少子化と東京への一極集中としており、結婚から出産、子育てまでの切れ目のない支援や、都市部から地方へ移住しやすい環境づくりなどによって是正することが掲げられております。あわせて、都道府県及び市町村にも地方人口ビジョン、地方版総合戦略の策定を求めるなど、日本全体で総力を挙げた人口減少対策への取り組みが始まろうとしております。

本町といたしましても、こうした国政の流れを注視しつつ、養老町の発展のため、また、誰もが健康で心豊かに、安心して生き生きと暮らし続けられるよう、地域特性や可能性を生かした地方創生に取り組んでまいります。

さて、私は真の町政とは町民主導による公平・公正な行政経営であるとこれまでも申し上げておりますが、町第五次総合計画に掲げる将来像「誇りと愛着が持てる絆を大切にするまち養老」を実現するために、引き続き町民と行政との協働によるまちづくりを第一に進めてまいります。そして、その協働によるまちづくりの地域の基盤として考えている地域自治町民会議の設立を積極的に推進してまいります。

また、西暦二〇一七年に養老改元から一三〇〇年という記念の

年を迎えることは、本町にとって大きなチャンスであり、平成二十五年に策定いたしました新生養老まちづくり構想に基づく各種事業を着実に実行し、町民と一体となって夢のある協働のまちづくりを進めてまいります。

さらに、東海環状自動車道の養老ジャンクションから（仮称）養老インターチェンジ間の建設や名神高速道路の養老サービスエリア内に設置を予定しておりますスマートインターチェンジの整備が進んでいることから、交通網の整備を見据えた企業誘致も進め、単に若者だけではなく女性や高齢者の雇用も確保し、他地域との交流の拡充や婚活支援など、人口減少から人口増加につなげてまいります。

なお、次に説明する数々の主要施策についても、これらの考え方に基づき、住民福祉向上のため、積極的な予算措置を講じたところであります。

それでは、予算の概要について、町第五次総合計画に掲げる四つの主要施策を中心に順次御説明申し上げます。

一、輝く人の町、人。

まず、学校教育についてであります。

生きる力をより一層育むことを目指し、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成に取り組んでまいります。特に、豊かな心の育成については、全教育活動を通して人権教育の観点を明確にし、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを推進してまいります。また、ふるさとを愛する心を養い、町に誇りを持てる教育を推進するため、平成二十六年度の二校に引き続きまして、新年度、新たに五校において、家庭や地域社会と一体となって地域の力を学校運営に生かすことを目的とするコミュニティ・スクールの実践研究を始めます。さらにICT教育振興を図るため、一つの学校を

モデルとしてタブレット端末を配備いたします。また、笠郷小学校に、LD（学習障害）・ADHD（注意欠陥多動性障害）等発達障害児通級教室を開設いたします。そして、町のことばの教室や保育園・幼稚園などと連携を図り、発達障害児への対応を一層進めてまいります。

次に、安全・安心な学校づくりの整備についてであります。

安全で安心な環境で学習できるよう、東部中学校大規模改修工事第三期分として普通教室棟の改修工事を実施いたします。また、その他の学校施設の補修工事についても、引き続き進めてまいります。

幼稚園教育につきましては、心豊かでたくましく生きる養老の子を育成するため、保育園、小学校との連携に引き続き取り組み、小学校教育への円滑な移行を推進するとともに、家庭や地域社会と一体となって、健全育成に取り組んでまいります。

次に、生涯学習についてであります。

町民一人一人が尊重され、誰もが差別や偏見なく生涯にわたって主体的に学習に取り組み、さらには、まちづくり活動へ発展していくことが大切であります。このため、拠点施設である中央公民館や地区公民館を中心に、各種学習講座を開設するとともに、生涯学習情報誌の配布を通じて、町民の多様な生涯学習ニーズとライフスタイルに対応した学習機会の拡充に向けて情報を提供してまいります。国際学習会館においては、小学校三年生から六年生を対象に英語に触れる機会を拡充するため、平成二十六年年度初めて、ALT及びボランティアの協力を得て、サマースクールを開講いたしました。新年度はさらに対象を小学校低学年まで拡大してまいります。

また、新生養老まちづくり構想に掲げる親孝行の心を育むまち

づくりの一環として、新年度においても引き続き「家族の絆・愛の詩」を全国から募集し、思いやりと感謝の心を大切に、明るいまちづくりを目指してまいります。

次に、スポーツ振興についてであります。

西暦二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピックの開催が決まり、本町においても、次代を担う子供たちの五輪出場という夢の実現に應えるため、スポーツプラザ養老においてアスリート育成のための水泳教室や障害者向けの教室を新設してまいります。

また、平成二十五年度に策定いたしました町スポーツ推進計画に基づき、町スポーツ連盟と連携して、地域スポーツクラブ及びスポーツリーダーバンクの創設に取り組み、一町民一スポーツのまち・養老の実現を目指してまいります。今後ともスポーツの力で健康寿命を延ばし、心豊かに生きることができるようスポーツの町となるように努めてまいります。

国際交流については、八月に友好都市であるドイツ連邦共和国バッドゾーデン・アム・タウヌス市へスポーツ交流団を派遣し、十月には文化交流団をお迎えして一層の親善を深めてまいります。文化財保護については、多芸七坊測量調査における竜泉寺廃寺跡の分布測量調査が平成二十六年年度で終了しますので、得られた成果をまとめ報告書を作成いたします。

また、貴重な歴史文化に対する町民の理解や認識が希薄になってきていることから、指定文化財の恒久的な周知と保護のため、木製・アルミ製の文化財愛護標柱を三カ年で石製標柱に移行する整備に着手いたします。さらに、養老改元一三〇〇年祭に向けて、昭和五十六年の滝谷崩落により埋没した梁川星巖の養老改元詩碑を復元し後世に残すなど、地域固有の歴史文化資源の掘り起こし及び伝統文化の保存、継承に取り組んでまいります。



次に、人権擁護の推進についてであります。

平成二十六年度において見直しを進めている町人権教育・啓発に関する基本計画に基づき、人権施策を推進することにより町民意識の高揚を図り、全ての人が心豊かに暮らせる町を目指してまいります。特に、新年度においては、西濃地区で構成する大垣人権啓発活動地域ネットワーク協議会と連携し、人権啓発講演会等の事業を実施してまいります。

福祉センターについては、地域における福祉や文化の向上、並びに人権啓発及び教育の拠点施設であり、開かれたコミュニティセンターとして位置づけ、各種事業を推進してまいります。なお、今後は、地域住民と行政との協働意識の醸成に努めながら、おおむね十年以内をめどに地域の住民みずから、このセンターを運営し、自主的・主体的な活動拠点として有効に活用されるよう、協議を一層進めてまいります。

男女共同参画については、町第二次男女共同参画プランに基づき、男女の人権が尊重され、社会の対等な構成員として、あらゆる分野の活動に参画する機会が確保されるよう、男女が均等にさまざまな利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担う社会の実現を図ってまいります。そのために男女共同参画社会推進大会の開催や女性団体に対する支援など、町民とともに社会情勢に対応した各種事業に積極的に取り組んでまいります。

婚活支援については、平成二十六年度に結婚を希望する独身男女の身近な相談相手となり、引き合わせなど結婚のためのきっかけづくりをボランティアで行う婚活サポーター制度をスタートいたしました。新年度においては、その制度を広く周知するためのサイトやサポーター専用のサイトを開設し、出会いの機会の創出に取り組んでまいります。また、婚活イベントを企画・運営する

団体に対し、引き続き支援してまいります。

二、活力のある町、基盤。

初めに、公共交通機関の充実についてであります。

養老鉄道については、町民の通勤・通学の足として重要な交通機関であることから、鉄道を存続させるために、近鉄と沿線七市町で赤字相応分を引き続き負担してまいります。なお、近鉄から三年後をめどに公有民営化に運営の切りかえを求められておりますが、国・県等に対して運営支援を強く要望するなど、沿線市町と連携して存続に努めてまいります。

また、大垣多良線及び海津線の二つのバス路線についても、沿線市町で赤字額に対する金銭支援を引き続き行い、路線の維持に努めてまいります。

オンデマンドバスについては、今後も利用者の意見を広く取り入れながら、バス停を増設するなどサービスの向上を図ってまいります。

次に、国道などの道路整備事業についてであります。

名神・東名高速道路等と広域的なネットワークを形成する東海環状自動車道は、地域経済の発展や地域間の連携強化などに大きな効果が期待され、本町のさらなる発展には、(仮称)養老インターチェンジから(仮称)北勢インターチェンジ間の開通が最重の事業であります。養老ジャンクションから(仮称)養老インターチェンジ間については、高架橋下部工においては全体の約九五%の工事が発注されております。また、一部上部工の架設にも着手されており、養老改元一三〇〇年を迎える西暦二〇一七年の(仮称)養老インターチェンジ開通に向けて事業が進められております。また、(仮称)養老インターチェンジ以南については、地域の方々の御協力をいただいで、用地買収が鋭意進められてお

ります。

さらに、名神高速道路の養老サービスエリアに設置を予定しておりますスマートインターチェンジについては、地元の理解を得ながら、用地取得を進めてまいります。

次に、県道関係の整備についてであります。

地域の幹線道路としての県道は、近隣市町との地域間交流や経済活動を支える基盤として重要であり、特に主要地方道については、渋滞緩和や安全対策としての道路整備を要望しているところであります。

南濃・関ヶ原線の養老地区の歩道設置については、柏尾谷隧道から石畑地内信号交差点付近までの用地買収が新年度内には完成する予定で進められます。また、大垣・養老公園線の養老橋交差点の改良については、地元協議が終わり、引き続き用地説明会を予定しております。さらに、養老・平田線については、(仮称)養老インターチェンジ以西において、平成二十八年度内の完成に向け、歩道整備の改良工事が進められております。

続きまして、町道整備についてであります。

町道は、町民の日常生活を支える基盤として重要であり、厳しい財政状況ではありますが、限られた予算の範囲で社会資本整備等の交付金を活用することにより、順次緊急度の高い箇所から各地域の改良・拡幅・舗装工事に積極的に取り組んでまいります。なお、養北小学校への緊急輸送道路としての道路拡幅整備については、新年度に完成を予定しております。

次に、市街地、集落環境についてであります。

平成二十年度に作成いたしました都市計画基本図のデータの更新作業を平成二十六年度に引き続き実施いたします。

続いて、住宅等の耐震化についてであります。

木造住宅の耐震診断については、無料耐震診断制度及びその後の耐震補強工事補助事業を活用していただけるよう、引き続き周知を図ってまいります。

次に、公営住宅についてであります。

特定公共賃貸住宅は、空き部屋対策の一環として、社会情勢を考慮した入居者資格の緩和や、部分的転用により公営住宅に準じた管理を行うなどの取り組みを進めてまいります。

改良住宅については、家賃滞納者、不適正入居者等への対策として、引き続き弁護士など専門家の意見を聞きながら、法的措置を含む取り組みを行い、適正な管理に向けて強い姿勢で臨んでまいります。

次に、上水道事業についてであります。

上水道事業は、消費者に安全・安心でおいしい水を安定的に供給するというライフラインとして最も重要な役割を担っており、大規模地震に備え、平成二十四年度から実施しております耐震管への布設がえを新年度においても引き続き施行し、安定した給水に努めてまいります。

上水道未整備地域の西小倉地区につきましては、平成二十六年から三カ年計画に基づき、平成二十九年二月の供用開始に向けて、引き続き拡張工事を実施してまいります。

下水道事業につきましては、平成二十六年一月に農林水産省、国土交通省、環境省の三省が連携し策定した持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアルにおいて、都道府県及び市町村に対し、各種污水处理施設の整備に関するアクションプランを策定するよう指示したことを受け、本町といたしましても県と協議し、町の財政状況及び社会情勢を考慮した町下水道基本構想の抜本的な見直しを予定しております。また、中部処

理区の面整備完了区域の未接続世帯に対して、引き続き啓発活動を行い、水洗化率向上を目指してまいります。

生活排水対策につきましては、高度処理型合併処理浄化槽の設置費用及び単独浄化槽から高度処理型合併処理浄化槽への転換費用に対する補助を引き続き実施し、河川や池沼などの水質保全を図ってまいります。

次に、農林業の振興についてであります。

まず水田経営所得安定対策については、水田農業の担い手の育成強化を図るため、県の補助事業である元気な農業産地構造改革支援事業及び町単独事業の担い手支援事業を実施し、稲作農業の生産コスト低減の取り組みを支援するとともに、主食用偏重ではなく、麦、大豆、飼料用米などの需要のある作物の生産振興を図ってまいります。

また、新たに就農意欲のある青年就農者の育成を図るため、青年就農給付金を交付するとともに、農地の有効利用や農業経営の効率化と農地利用の一層の集約化を図るため、平成二十六年年度から始まった農地中間管理事業による機構集積協力金等を活用して、農地集積の加速化を促進してまいります。さらに、水田農業の競争力強化と強い農業づくりを推進し、共同利用施設の高度化再編等の取り組みを支援するため、競争力生産総合対策条件整備事業費として所要額を計上いたしました。

農業振興地域整備計画については、平成二十五年度から実施してまいりました基礎調査や集落別土地利用意向調査の結果を踏まえ、新年度において、計画全体の見直しを行ってまいります。

養老改元一三〇〇年プロジェクト事業については、健康づくりと観光を兼ねた市民農園等の設置に向け、都市との交流を促進するため、農業体験イベントを充実させ、あわせて農業・農地の有

効活用を図ってまいります。

また、新年度から農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律が施行されることに伴い、農業・農村の多面的機能を発揮するための地域活動や農地等保全活動を実施する組織に対し支援を行ってまいります。

土地改良事業については、平成二十六年年度から工事着工した県営かんがい排水事業（東八間地区）による幹線水路整備を引き続き実施してまいります。また、平成二十一年度から実施してまいりました国営かんがい排水事業（西濃用水第二期地区）については、平成二十六年年度に完了いたしますので、事業費の地元負担分として所要額を計上いたしました。

また、町内土地改良区の合理化については、町土地改良区合理化調査検討委員会において、引き続き協議を重ねてまいります。畜産業については、家畜伝染病の発生予防や人畜共通伝染病の侵入防止など、畜産農家への衛生指導を徹底し、畜産物の安定供給や畜産経営の安定に努めてまいります。

次に、商工業の振興についてであります。本町では、地域で頑張る事業者を応援するため、町商工会と連携して、引き続き各種事業を支援し、地域経済の活性化を促進してまいります。

また、企業立地促進のための誘致体制を強化するため、産業建設部商工観光課の名称を企業誘致・商工観光課に変更するとともに、現行の企業立地奨励金制度の見直しや新たな優遇措置などを検討してまいります。

さらに新たな試みとして、養老町の特産品に付加価値をつけるブランド認証制度の創設について、関係者と協議してまいります。次に、観光事業については、養老改元一三〇〇年祭に向け、観

光拠点施設である親孝行のふるさと会館の大規模改修や養老キャンプセンター整備計画の策定、さらには滝谷沿い店舗への改修支援など、来訪者に対するおもてなしの場の整備に取り組んでいます。

また、広域連携による中京圏や近畿圏への観光キャンペーンや、外国人誘客にも積極的に取り組み、御当地キャラクターである「スマイルげんちゃん」の着ぐるみを新調するなど、さらなるPR活動を展開してまいります。

次に、食肉事業センターの運営についてであります。

屠畜場については、老朽化が懸念されているところですが、食の安全・安心の確保を最優先として、引き続き衛生管理の徹底を図り、危害の発生防止に努めてまいります。

なお、新施設の建設促進については、岐阜県食肉基幹市場建設促進協議会による関係者との協議を引き続き進めてまいります。

三、安心・安全な町、暮らし。

初めに、子育て支援についてであります。

新年度から子ども・子育て支援法が施行されることに伴い、子育て支援の充実を図るため、住民福祉部健康福祉課を分割して、子ども課を新設いたします。また、子ども・子育て支援新制度がスタートすることに伴い、市町村が実施主体となつて、幼児期の学校教育・保育、子育て支援を総合的に提供してまいります。

平成二十六年度に策定いたしました町子ども・子育て支援事業計画に基づき、幼稚園・保育園の連携強化や認定こども園への段階的移行について、町子ども・子育て会議において引き続き審議してまいります。また、(仮称)養北幼保連携型認定こども園の建設に向け、開発許可申請・詳細設計を進めるとともに、町立保育園の耐震化についても計画的に遂行してまいります。このほか

少子化対策の一環として、第三子以降の病児・病後児保育利用者への助成を行ってまいります。

次に、健康づくりについてであります。

全ての人が健康で生き生きと暮らせる町の実現のため、生活習慣病予防を中心とした健康増進計画「健康ようろう21」を推進してまいります。また、死亡原因の第一位であるがんを早期発見するための各種がん検診に加え、本町において死亡率が高い胃がんの予防のため、発症の危険度がわかる胃がんリスク検診を新たに実施いたします。

母子保健対策については、核家族化、少子化が進み、出産、育児に不安を抱える妊婦、母親が多いことから、妊娠期から保健師による相談や母親学級の充実を図るなど、出産前からのきめ細かな支援を行ってまいります。

また、地域医療の充実を図るため、西美濃厚生病院が実施する救急指定病院運営事業に対し、国の財政措置に基づく助成を引き続き行ってまいります。

国民健康保険については、国民皆保険制度の根幹としての重要性に鑑み、今後も被保険者の年齢構成の高齢化により医療費の上昇が予想される場所ですが、持続可能な保険財政の運営を図るため、特定健診の受診や医療機関へのかかり方、生活習慣の見直しなど、疾病の早期発見・早期治療についての啓発に努めてまいります。

次に、地域福祉についてであります。

新年度から生活困窮者自立支援法が施行されることに伴い、県及びハローワークなどの関係機関と連携し、生活困窮者を対象とした就労等自立に関する相談支援体制の充実に向けてまいります。また、地震や風水害などの災害発生時の安否確認や避難誘導の

支援体制の整備として、災害時要援護者の登録を積極的に勧奨し、登録者名簿を作成してまいります。

次に、高齢者福祉についてであります。

第六期町介護保険事業計画が新年度からスタートいたします。本町の高齢化率は、平成二十六年四月一日現在、二六・五％となっており、四人に一人が高齢者という超高齢社会を迎え、介護給付費の支出は年々ふえ続けております。第六期の保険料は、第一号被保険者の負担率の増加もあり値上げを余儀なくされ、繰越金及び基金の取り崩しにより保険料抑制措置を講じましたが、基準額は一八％増の五千二百七十円となりました。施設整備については、計画期間中に小規模特養及び認知症対応型共同生活介護の二施設を整備できるよう事業者の募集を行ってまいります。また、介護予防の通所・訪問介護が新しい総合事業へ移行することにより、平成二十九年度に市町村事業へ移管されますが、利用者に新たな負担や不便が生じないような制度設計を進めてまいります。

後期高齢者医療については、生活習慣病の早期発見・早期治療を目的とする「ぎふ・すこやか健診」に加え、生活習慣病等と歯周病との関連が深いことから、口腔機能低下や肺炎などの疾病予防を目的とした（仮称）ぎふ・さわやか口腔健診を新たに実施いたします。

地域包括支援センターについては、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、引き続き医師会を初め関係機関の協力を得ながら、地域包括ケアの実現に向けて取り組んでまいります。また、脳の健康教室や健康体操教室、ロコモ（運動器症候群）予防教室などの介護予防事業を実施してまいります。さらに認知症についての相談を随時実施するとともに、認知症の方を介護する家族のための介護者の集いや、認知症に関する正しい

知識と理解の普及を図るため認知症サポーター養成講座の実施に取り組んでまいります。

次に、障害者福祉についてであります。

知的障害者グループホームについては、本年四月に開所の運びとなりましたが、知的障害者及び精神障害者の利用ニーズが多く、町第三次障がい者計画に基づき、障害者に配慮したまちづくりを推進するため、今後もグループホームの整備を検討してまいります。また、平成二十六年に、海津市、垂井町及び関ヶ原町との共同で開設した手話奉仕員の養成講座を新年度も引き続き実施してまいります。

このほか、平成二十六年に消費税率の引き上げに伴う低所得者や子育て世帯への影響を緩和するため、暫定的、臨時的な措置として実施いたしました、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金の給付事業を新年度においても実施してまいります。

次に、環境対策についてであります。

健康に有害な放射性物質や微小粒子状物質の測定、監視を県と協力し継続するとともに、警察署と連携して野焼きに対する監視を強化するなど、大気汚染防止に取り組んでまいります。

また、地球温暖化防止対策として、二酸化炭素の発生を抑制するための家庭や事業所における省エネを推進してまいります。ごみの減量化については、新年度から新たな取り組みとして、役場本庁舎に回収ボックスを設置し、使用済み小型家電の回収、リサイクルを始めてまいります。なお、そのほかの資源についても、分別を徹底して再利用・再資源化を図り、環境負荷軽減に取り組んでまいります。

一方、鳥獣害駆除対策については、農作物被害や生活環境などへの影響を軽減させるため、町鳥獣害防止計画に基づき、町猟友

会の協力を得て、鳥獣駆除事業や野生生物保護管理事業を実施し、鳥獣害対策に積極的に取り組んでまいります。

また、森林の整備については、災害に強い森林づくりや森林の適正な保全を図るため、治山事業の実施について引き続き県に要望するとともに、町森林整備計画に基づき、清流の国ぎふ森林・環境税活用事業により間伐材の森林整備を進めてまいります。

次に、交通安全対策についてであります。

高齢者の交通事故を防止するため、引き続き体験型の高齢者交通安全大学校を実施するほか、学童・幼児を対象にした交通安全教室や出前講座などを積極的に開催し、交通安全に対する意識の高揚を図るとともに、警察署などと連携し、交通事故のない安全で安心なまちづくりを進めてまいります。

次に、消費者行政についてであります。

消費者が安心・安全に暮らせる地域社会づくりを目指し、消費生活相談窓口体制の強化として専門相談員を配置いたします。また、消費トラブルの未然防止のため、啓発活動に引き続き取り組んでまいります。

次に、防災対策についてであります。

南海トラフ巨大地震のような大災害に際しては、町民の多くが被災者となり、避難所での生活も長期化することが予想されるため、避難所用の備品や備蓄物資の整備、拡充を行ってまいります。また、災害時の応急対策が円滑に実施できるよう、必要なマニュアルの作成・更新を進めるとともに、災害時における支援について、関係機関との協力体制の構築や協定の締結を進めてまいります。

さらに、自助・共助を基本とした災害行動が実践できるよう、引き続き自主防災隊への防災用資機材の整備補助や地域における

防災力向上に資する人材の養成を推進するため、防災士資格取得費用に対する補助を継続してまいります。

河川改修については、治水対策上重要であることから、毎年関係機関に要望しており、新年度では牧田川抜本改修工事として大巻地区、大野地区の堤防補強工事、烏江、栗笠地内の金草川樋門改修工事に向けた用地買収が予定されております。また、大巻地区での揖斐川養老防災拠点整備事業についても工事施行が予定されております。

砂防事業については、土砂災害に対する警戒避難体制の強化と防災意識の向上を目的として、地区指定の土砂災害を想定した防災訓練を実施する予定でございます。また、土砂災害警戒区域内の円滑な避難を確保するため、該当地区全戸に土砂災害ハザードマップを配付し周知してまいりましたが、新年度も引き続き有効に活用していただくよう普及・啓発に努めてまいります。

生命と財産を守るための消防防災は、町民が安心・安全に暮らす上で重要な施策の一つであります。災害や事故の態様は複雑多様化しており、地域は自分たちで守るという自主防災の基本理念に基づき、町民の自助・共助意識の高揚に努めるとともに、消防団や女性防火クラブなどの連携を密にして、地域一丸となった防災体制の確立を図ってまいります。なお、地域防災のかなめである消防団の団員確保は難しい状態が続いておりますが、今後も町民の理解を得ながら、その定数維持に努めてまいります。

消防本部については、平成二十五年度から二カ年にわたり整備を進めてまいりました養老町消防署の指令棟庁舎が完成し、高機能消防指令装置の更新導入など、高機能消防指令センターとしての整備も平成二十六年度に完了いたしますが、平成二十八年六月から消防救急無線がアナログ方式からデジタル方式に完全移行す

ることに伴い、新年度にはデジタル化に向けた機器の更新を行ってまいります。

次に、消防団については、消防ポンプ自動車一台を更新するほか、平成二十五年十二月に施行された消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に基づき、トランシーバーを整備してまいります。また、新たな取り組みとして、消防団員の団結力を高め士気を上げるため、トビはしご登りの訓練を実施してまいります。このほか、地域の各種防災施設、設備の整備に対しましても、引き続き助成を行ってまいります。

さらに高齢化の進展や疾病構造の変化などの影響により、年々増加する救急需要や救急業務の高度化に対応するため、救急救命士及び隊員の再教育研修を実施し、最新の知識や技術を習得させることにより、救急救助体制の充実強化を図ってまいります。また、救命率の向上や町民による救護体制の確立を目指し、学校や事業所、各種団体などに対して普通救命講習を実施するなど、地域で支え合う救急体制の確立に取り組んでまいります。

#### 四、地域経営の推進。

西暦二〇一七年を目標年次とする新生養老まちづくり構想に掲げる施策の実現に向け、町民との協働により、引き続き地域活性化につながる新しいまちづくりに取り組んでまいります。また、養老改元一三〇〇年祭については、このほど各種団体や公募委員等で構成する同実行委員会において基本計画を策定したことから、町民や事業所、近隣市町等に参加、参画、連携を呼びかけながら、三カ年のステップで事業を展開してまいります。そして、新年度にはプレイベントとして、養老公園で親孝行のふるさとフェスタを開催するほか、西濃歴史街道マップの制作や古代歴史シンポジウムを開くなど、本町の魅力を再認識できる機会を提供すること

で、養老改元一三〇〇年祭の意義を広く周知してまいります。

次に、住民参画と地域協働についてであります。

町民が主役である協働のまちづくりを進めるため、地域での基盤として考えている地域自治町民会議については、新年度、上多度地区において初めて設立されます。さらに他の地域でも組織化され、地域の特性や実情に合わせて地域課題に取り組み、住みよい地域づくりを進めるよう積極的に働きかけてまいります。また、まちづくりの重要な担い手であるNPO法人を育成するため、設立及び設立後間もない法人の活動に対し、引き続き支援してまいります。

広報・広聴活動については、町民記者の協力を得て、町民目線で見やすい広報紙づくりに努めるほか、タイムリーに情報発信ができるフェイスブックなどSNSを活用しながら、町の魅力を広く発信してまいります。

また、本年は五年に一度実施される国勢調査の年であります。調査の結果は、行政の各種施策や交付税算入の基礎資料となることから、万全を期して取り組んでまいります。

次に、行財政改革の推進についてであります。

町行政経営改革プランについては、平成二十七年が計画の最終年度に当たることから、この計画に掲げた取り組み項目の着実な推進を図るとともに、これまでの取り組みの検証と今後の行政経営改革の方向性の整理を行い、平成二十八年度以降の新たな取り組みを検討してまいります。

なお、組織・機構については、平成二十四年度に部制を導入するとともに、本庁一階に総合窓口を設置し、町民の利便性向上を図ってまいりましたが、事務の多様化や横断的な施策、事業に対応するため、機構改革を実施し、簡素で効率的、迅速な対応がで

きる最適な組織・機構の編成を進めてまいります。

また、総合窓口に配置しておりますフロアマネジャーについては、民間委託により効率化を図り、なお一層のサービス向上に努めてまいります。

次に、町第五次総合計画（絆プラン）についてであります。

今年度から着手しました町第五次総合計画の中間見直しについては、さきに実施したまちづくり住民アンケートの結果を踏まえ、人口減少社会に対応するための各種施策を明確にした後期基本計画の策定に向け、引き続き取り組んでまいります。また、この見直しにあわせて昨年十一月に施行されたまち・ひと・しごと創生法の規定に基づき、議員各位はもとより、産業界、金融機関、NPO、学識経験者などで構成する検討会議を組織し、さまざまな意見を取り入れながら、本町の実情に応じたまち・ひと・しごとの創生を推進するための総合戦略を策定してまいります。

戸籍及び住民基本台帳事務については、登録、公証するための重要事務であり、法令遵守と個人情報保護に留意しながら正確かつ迅速な事務に努めてまいります。

また、いわゆるマイナンバー法に基づく個人番号の利用が来年一月以降、順次開始される予定であることから、住民票を有する全ての町民に個人番号を通知するとともに、個人番号カードの交付が円滑にできるよう準備を進めてまいります。

最後に、自主財源の確保についてであります。

税金については、政府の成長戦略等により穏やかな景気回復に向かうと言われており、その効果が地方に及ぶには、まだまだ時間を要するものと思われませんが、景気の下げどまりによってもたらされるものは大きく、町税全体で増額を見込んでおります。

歳入の根幹である町税については、適正課税及び自主納付の推

進を基本とした収納対策に取り組んでまいります。また、引き続きコンビニ収納による納税環境の整備や、徴収嘱託員の配置による徴収体制の強化を図ってまいります。さらに町税などの公債権及び私債権に係る高額かつ悪質な滞納者に対する滞納整理を強化するため、総務部税務課内に徴収推進室を新設いたします。徴収業務の一元化により、公金滞納額の縮減と収納率の向上を図るとともに、効率的・効果的な徴収体制を整備することによって、財政収入の安定的確保及び町民負担の公平性堅持に努めてまいります。

また、ふるさと納税の活用や、養老改元一三〇〇年事業基金へのさらなる寄附を募るため、制度の周知を図るとともに、インターネットを利用したクレジット決済を導入することにより、寄附をしやすい環境整備に取り組んでまいります。なお、寄附者に対するお礼としてお贈りする特典を提供いただける協力企業を昨年からお集計しておりますが、今後もさらに多くの事業所からの御協力をいただき、魅力ある寄附金制度の充実に努めてまいります。

以上、平成二十七年年度の町政に臨む施政方針を述べさせていただきましたが、施策の推進に当たりましては、議員各位の御理解と御協力をいただくとともに、町民の町政への参画を高め、町民とともにまちづくりを進めてまいれる所存でございます。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

長時間にわたり御清聴いただきまして、まことにありがとうございます。さいます。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（松永民夫君） 町長の施政方針の説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は十時五十分からいたします。

（午前十時三十六分 休憩）



(午前十時 五十分 再開)

○議長(松永民夫君) 会議を再開します。

○議長(松永民夫君) それでは、日程第四、報告第一号 養老町住宅新築資金等貸付償還金の債権の放棄に関する報告についてを議題といたします。

町長より報告を求めます。

大橋町長。

○町長(大橋 孝君) ただいま上程を賜りました報告第一号 養老町住宅新築資金等貸付償還金の債権の放棄に関する報告について、その概要を説明させていただきます。

報告第一号 養老町住宅新築資金等貸付償還金の債権の放棄に関する報告について。

養老町住宅新築資金等貸付償還金の債権の放棄に関する条例(平成二十六年養老町条例第四号)第三条の規定により、養老町住宅新築資金等貸付償還金の債権について、別紙報告書のとおり放棄したので、第四条の規定により報告する。平成二十七年三月四日提出。

養老町住宅新築資金等貸付償還金の債権の放棄に関する報告について、御説明を申し上げます。

この債権の放棄につきましては、昨年三月に議決いただきました養老町住宅新築資金等貸付償還金の債権の放棄に関する条例第三条第一項第二号及び三号の規定に基づき、放棄した債権の内容を第四条の規定により議会へ報告するものでございます。

放棄した債権の総額は七百二十三万九千五百五十円、住宅新築資金二件、宅地取得資金一件及び住宅改修資金一件の計四件で、借り受け人三名に対するものでございます。

報告書にありますように、内訳として債権ごとに貸付年度、貸付種別、債権放棄金額及び理由を掲載しております。理由につきましては、借り受け人の相続人並びに連帯保証人に係る死亡、破産宣告に伴う免責決定及び時効の援用によるものでございます。以上で報告第一号 養老町住宅新築資金等貸付償還金の債権の放棄に関する報告についての提案説明とさせていただきます。

○議長(松永民夫君) 報告が終わりました。

ただいまの報告は、地方自治法第百八十条第二項の規定による議会への報告でありました。

○議長(松永民夫君) 次に、日程第五、議案第二号から日程第八、

議案第五号までの四議案は、本日は一括議題として上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

それでは、日程第五、議案第二号 養老町債権管理条例の制定についてから、日程第八、議案第五号 養老町国営土地改良施設等の維持管理に関する条例の制定についてまでの四議案を一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長(大橋 孝君) ただいま上程を賜りました議案第二号から議案第五号までを順次御説明申し上げます。

まず、議案第二号 養老町債権管理条例の制定について、御説明をさせていただきます。

議案第二号 養老町債権管理条例の制定について。

養老町債権管理条例を別紙のように定めるものとする。平成二十七年三月四日提出。

制定の趣旨でございますが、この条例は町の債権を一元的に管

理するとともに、公平性の担保と徴収体制の強化を目的とし、債権処理の包括的な指針として債権に関する事務処理の基準など、必要な事項を定めるために制定するものでございます。主に私債権について、債権放棄等の基準を示し、効果的かつ効率的に管理を行うものでございます。

要旨でございます。

第一条では、目的といたしまして、町の債権に関して事務処理の統一的な管理の基準、その他必要な事項を定めることにより、債権の適正な管理を図るものでございます。

第二条では、町の債権として町税、公課及びその他の債権についての定義をしております。

三条では、債権管理の事務処理において、法令または他の条例等に特別の定めがある場合を除いて、この条例に基づくとしております。

第四条では、町の債権を適正に管理すべく、町長の責務について定めております。

第五条では、債権を適正に管理するため、台帳の整備について定めております。

第六条では、町の債権について履行期限までに履行しない者に対する督促について定めております。

第七条では、町税及び公課における滞納処分について定めております。

八条では、その他の債権について督促後も履行されない場合の強制執行の措置等をとる場合について定めております。

第九条では、町の債権について債務者に信用不安が生じた場合等の履行期限の繰り上げについて定めております。

第十条では、同じく町の債権について、債務者が強制執行等を

受けた場合の債権の申し出及び町の債権を保全するための仮差し押さえ等の措置を定めております。

第十一条では、その他の債権について法人が事業を休止したり、債務者が所在不明になった場合の徴収停止について定めております。

第十二条では、同じくその他の債権について、債務者が生活困窮等の場合の履行期限の延長について定めております。

第十三条では、前条の規定により、債権者の無資力等の履行延期の特約等を行った債権の免除について定めております。

第十四条では、その他債権のうち、司法上の原因に基づいて発生する債権の放棄の内容について定め、その要件については一号から六号までを規定しております。具体的には生活困窮状態、死亡による相続放棄等、破産等、強制執行後等の無資力、徴収停止後の無資力、消滅時効の期間経過によるものでございます。また、債権放棄をした場合の議会への報告を定めております。

この債権の放棄については、地方自治法第九十六条第一項第十号により、原則として議会の議決が必要となりますが、本条例のような特別の定めがある場合には、議会の議決を要しないことから、明らかに回収が不可能な私債権の放棄を適正かつ円滑に実施するため、債権の放棄及び放棄した場合の議会の報告義務を規定するものでございます。

第十五条では、委任といたしまして、条例施行についての必要な事項は、町長が別に定めるということと定めております。

附則といたしまして、この条例の施行期日は、平成二十七年四月一日とし、養老町住宅新築資金等貸付償還金の債権の放棄に関する条例については廃止をするものでございます。

以上で議案第二号 養老町債権管理条例の制定についての提案

説明とさせていただきます。

続きまして、議案第三号 養老町特定教育・保育施設等の利用者負担に関する条例の制定について御説明をさせていただきます。議案第三号 養老町特定教育・保育施設等の利用者負担に関する条例の制定について。

養老町特定教育・保育施設等の利用者負担に関する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十七年三月四日提出。

改正の趣旨でございます。

本条例は、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の制定及び児童福祉法の一部改正に伴い、特定教育・保育施設等の利用者負担に関して必要な事項を定め、並びに養老町保育の実施に関する条例（平成十年養老町条例第六号）を廃止し、養老町立幼稚園設置条例（昭和五十三年養老町条例第二十五号）の一部を改正するものであります。

要旨でございます。

それでは、本条例案の内容について条を追って御説明を申し上げます。

まず第一条におきましては、本条例の趣旨として子ども・子育て支援法に基づき、子供たちのための特定教育・保育施設等の利用者負担額に関し、必要な事項を定めることを規定しております。第二条においては用語の定義について、第三条では町立、私立の特定教育・保育施設等の利用者負担額は支給認定保護者の属する世帯の所得状況等を勘案し、政令で定める額を限度として規則で定めることについて、第四条では町立、私立の保育所等の利用者負担額の徴収について、第五条では利用者負担額の減免について定めております。

第六条では、町長はこの条例のほか、必要な事項を規定により

別に定めることを規定しております。

附則第一項では、この条例は、平成二十七年四月一日から施行することを定め、第二項では児童福祉法の改正により、養老町保育の実施に関する条例を廃止することを定め、第三項では養老町立幼稚園設置条例の一部を改正し、幼稚園の保育料を定めた条文を削ることを定めております。

以上が議案第三号 養老町特定教育・保育施設等の利用者負担に関する条例の制定についての提案説明でございます。

次に、議案第四号 養老町地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例について説明をさせていただきます。

議案第四号 養老町地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の制定について。

養老町地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例を別紙のように定めるものとする。平成二十七年三月四日提出。

改正の趣旨でございます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十五年法律第四十四号）（第三次地方分権一括法）の施行に伴い、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の一部が改正されました。

これにより今まで厚生労働省令等により全国一律に定められていた地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準について、平成二十七年四月までに厚生労働省令に定める基準に従い、市町村が条例で定めることとなったため、本条例を制定するものでございます。

それでは、本条例案の内容につきまして条を追って御説明を申し上げます。

第一条では、この条例を制定する趣旨について規定をしております。

ます。

第二条では、地域包括支援センター職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準を定めており、保健師その他これに準ずる者一人、社会福祉士その他これに準ずる者一人、主任介護支援専門員その他これに準ずる者一人を配置いたします。

第三条では、職員に係る基準及び当該職員の員数以外の事項として、地域包括支援センターの基本方針等を定めております。

この条例は、平成二十七年四月一日から施行するものでございます。

以上で、議案第四号 養老町地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の制定についての提案説明とさせていただきます。

次に、議案第五号 養老町国営土地改良施設等の維持管理に関する条例の制定について御説明をさせていただきます。

議案第五号 養老町国営土地改良施設等の維持管理に関する条例の制定について。

養老町国営土地改良施設等の維持管理に関する条例を別紙のよう

うに定めるものとする。平成二十七年三月四日提出。

制定の趣旨でございます。

国営かんがい排水事業西濃用水土地改良施設は、大垣市、垂井町、池田町、神戸町、揖斐川町、大野町、養老町の一市六町、五千三百四十二ヘクタールの農地に農業用水を安定的に供給することを目的に昭和四十三年度から昭和五十八年度にかけて国営事業として整備されました。また、平成二十一年度から平成二十六年

度にかけて、岡島頭首工や幹線水路における水管理施設の老朽化が著しい箇所について、国営西濃用水第二期土地改良事業として改修整備されました。

この土地改良施設の維持管理は、今日まで事業主体である農林水産省東海農政局から西濃用水土地改良区連合に一括委託されてきたところでありますが、この農業用水は西濃用水土地改良区連合を構成する土地改良区以外の区域（土地改良区の未組織、養老町の一部、池田町の一部、神戸町の一部）にございます。そこにも配水をされており、従来の土地改良区連合だけでは施設の維持管理上問題が生じております。

よって、第二期事業の完了を機に造成された施設の維持管理については、土地改良区連合だけでなく、それぞれの自治体と共同管理されている実態を踏まえ、関係三町との共同管理に移行することが適切であり、国営農業用水施設の管理について管理の実態に即した条例を定めるよう農林水産省からの指導がございました。したがって、国営西濃用水土地改良事業によって造成された施設については、西濃用水土地改良区連合と受益自治体との共同管理とし、国営土地改良施設等の維持管理条例を土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十四条の六第一項の規定に基づき制定するものでございます。

なお、今回上程いたしました国営土地改良施設等の維持管理に関する条例につきましては、関連する池田町、神戸町も同様の条例を三月定例議会に上程をされる予定でございます。

それでは、本条例案の内容につきまして条を追って御説明を申し上げます。

本条例は、第一条から第六条の構成になっております。

まず第一条におきましては、条文の目的として養老町において国営西濃用水土地改良事業等により造成された農業用水施設及びこれに関連する農業用水施設等の維持管理を行う旨を表記しております。

第二条では、この条例の対象とする区域について規定をしております。

三条ではこの条例の対象とする国営造成施設、関連施設等について規定し、第四条ではこれらの施設について維持管理方法について規定しております。

第五条では、国営造成施設、関連施設等の台帳管理を行う旨を規定しております。

第六条では、この条例に定めるもの以外の必要事項は別に定めることを規定しております。

施行日でございます。この条例は、平成二十七年四月一日から施行いたします。

以上で、議案第二号より議案第五号までの一括上程いただきました条例の制定についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をいただきたいと思います。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、議案第二号から議案第四号までの三議案は所管の総務民生委員会へ付託し、議案第五号は所管の産業建設委員会へ付託し、審査いたしたいと思っておりますので、ここでは所属外で総括的、大綱的な質疑にとどめていただきますようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

日程第五、議案第二号 養老町債権管理条例の制定についてから、日程第七、議案第四号 養老町地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の制定についてまでの三議案は、総務

民生委員会へ付託し、また日程第八、議案第五号 養老町国営土地改良施設等の維持管理に関する条例の制定についての一議案は、産業建設委員会へ付託し、審査いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、ただいまの四議案は、所管の総務民生委員会及び産業建設委員会へ付託し、審査することに決定をいたしました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第九、発議第一号 養老町議会

委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

この議題は議員提案のため、提案者の八番 田中敏弘君が趣旨説明を行い、議会最終日に提案者の八番 田中敏弘君に対し質疑後、討論を経て採決を行います。

八番 田中敏弘君より趣旨説明を求めます。

○八番（田中敏弘君） それでは、趣旨説明を行います。

今回上程しました発議第一号 養老町議会委員会条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

発議第一号 養老町議会委員会条例の一部を改正する条例について。

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百二十二条及び養老町議会会議規則（平成三年養老町議会規則第一号）第十四条第二項の規定により、養老町議会委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成二十七年三月四日提出。提出者、養老町議会議員 田中敏弘、中村辰夫。

改正の趣旨ですが、今般制定された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十

六号) (以下「改正法」といいます) が平成二十七年四月一日から施行されることに伴い、従来の教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長が設置されることとなりました。これにより所要の改正を行うものであります。

要旨といたしましては、第十九条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

次に、附則第二項についてであります。改正法の施行の日(平成二十七年四月一日)の際に現に在職する教育長(以下「旧教育長」といいます)がある場合については、改正法附則第二条の規定により、旧教育長の任期中に限り改正前の法律が適用され、教育委員長としての任期は旧教育長の委員としての任期が満了する日までとなることから、所要の経過措置を設けるものです。

次に、施行日についてありますが、この条例は、平成二十七年四月一日から施行します。

以上で、養老町議会委員会条例の一部を改正する条例の趣旨説明とさせていただきます。

○議長(松永民夫君) 八番 田中敏弘君の説明が終わりました。

○議長(松永民夫君) 次に、日程第十、議案第六号から日程第二十、議案第十六号までの十一議案は、逐条上程後、本日は提案理由の説明のみ受けます。

それでは、日程第十、議案第六号 養老町行政手続条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

養老町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長(大橋 孝君) ただいま上程を賜りました議案第六号 養老町行政手続条例の一部を改正する条例についての説明をさせて

いただきます。

議案第六号 養老町行政手続条例の一部を改正する条例について。

養老町行政手続条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとします。平成二十七年三月四日提出。

改正の趣旨でございます。

行政手続法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十号)が平成二十七年四月一日から施行されることに伴い、町においても行政手続法が守備範囲としない町が行う行政指導と条例、規則が根拠となる処分については、国に準じて所要の改正を行うものでございます。

要旨でございます。

まず第三十三条では、行政指導の方式について、第二項として行政手続法の改正(以下「法改正」と申します)に準じて行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に行政機関が許認可等をする権限、または許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すとともに、その相手方に対して当該権限を行使し得る根拠を示さなければならない旨の規定を追加するものでございます。

次に、法律第三十四条の二の規定については、行政指導の中止等の求めについて新たに規定をいたします。法改正により国の機関が行う法令に違反する行為の是正を求める行政指導の相手方は当該行政指導が当該法律に規定する要件に適合しないと判断するときは、当該行政指導をした行政機関に対し、その旨を申し出て当該行政指導の中止、その他必要な措置をとることを求めることができる制度が新たに設けられたことにより、本町の条例についても同様の規定を設けるものでございます。

次に、第三十四条の三の規定については、処分等の求めについ

て新たに規定をいたします。この条については、法改正により何人も法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分または行政指導がされていらないと料するときは、当該処分または行政指導をする行政庁または行政機関に対し、その旨を申し出て、当該処分または行政指導をすることを求めることができる制度が新設されました。この改正により、本町では法律に基づく処分については法の適用を受けませんが、条例等に基づく処分及び行政指導については、この制度が適用されませんので、条例等に基づく処分及び行政指導についても同様の規定を設けるものとございます。

そのほか法改正においては、「この法律の規定における「名宛人」や「かかわる」といった語句の表記を改めることから、本条例においても同様の用語整理を行っております。

また、附則第二項につきましては、本条例の一部改正に伴い、養老町税条例（昭和三十一年養老町条例第七号）第四条第二項において、条項ずれが生ずる規定がありますので、その改正を行うものとございます。

次に施行日についてでございますが、この条例は、平成二十七年四月一日から施行をいたします。

途中で済みません。ちよつと説明不足のところがございますので改めて、名宛人と言いましたが、これは新旧対照表をごらんになって、平仮名に変わる部分、漢字の部分平仮名にといった形になっておりますので、対照表を参考にしてください。うふうに思います。名宛人やかかわるといった語句の表記を改めていることからというところの文面でございます。

以上で、議案第六号 養老町行政手続条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議お

願いたします。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十一、議案第七号 養老町定

年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第七号 養

老町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

議案第七号 養老町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例について。

養老町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十七年三月四日提出。

改正の趣旨でございます。

国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七号）が平成二十七年四月一日から施行されることに伴い、本町においても国に準じて養老町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例について、所要の改正を行うものとさせていただきます。

要旨でございますが、本条例については、国家公務員退職手当法の中で規定されている定年前に退職する意思を有する職員の募集（以下「早期退職募集」といいます）等についての規定に準じて制定されております。今回の法改正については、早期退職募集に係る部分については、内容の改正はございませんが、字句や表

現の整理等が行われておりますので、本条例についても国に準じて同様の改正を行うものでございます。

次に、施行日についてでございますが、この条例は、平成二十七年四月一日から施行をいたします。

以上で、議案第七号 養老町定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十二、議案第八号 養老町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第八号 養老町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

議案第八号 養老町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について。

養老町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を別紙のよう定めるものとする。平成二十七年三月四日提出。

改正の趣旨でございます。

今般制定された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」といいます）が、平成二十七年四月一日から施行されることに伴い、教育長が常勤の特別職の職員としての身分を有することとなりました。これによりこれまで一般職として規定されてきた教育長の給料の額を特別職のもの

として規定することになりますので、町長及び副町長同様、教育長においても養老町特別職報酬等審議会の審議対象に含めるべく、所要の改正を行うものでございます。

第二条の所掌事項に関する規定の中で、教育長を養老町特別職報酬等審議会の審議対象として含める改正を行います。

次に、附則第二項についてでございますが、改正法の施行日、平成二十七年四月一日の際に、現に在職する教育長については、改正法附則第二条の規定により、その任期中に限り改正前の法律が適用されることから、本条例についても同様の経過措置を設けるものでございます。

次に、施行日についてであります。この条例は、平成二十七年四月一日から施行いたします。

以上で、議案第八号 養老町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十三、議案第九号 養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第九号 養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

議案第九号 養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の



一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十七年三月四日提出。

改正の趣旨でございます。

今般制定された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十六号）（以下「改正法」といいます）が平成二十七年四月一日から施行されることに伴い、従来の教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長が設置されることになりました。これにより本条例中において、教育委員長に関して規定された部分を削る改正を行うものがございます。

要旨でございます。

別表（第二条、第四条関係）中、教育委員会委員の項において、これまで委員長、その他の委員それぞれに対し、報酬及び費用弁償の額が規定されておりましたが、委員長に関する規定を削るものがございます。

次に、附則第二項についてであります。改正法の施行の日、平成二十七年四月一日でございますが、の際に現に在職する教育長（以下「旧教育長」と申します）がある場合については、改正法附則第二条の規定により、旧教育長の任期中に限り改正前の法律が適用され、教育委員長としての任期は旧教育長の委員としての任期が満了するまでとなることから、所要の経過措置を設けるものがございます。

次に、施行日についてでございますが、この条例は、平成二十七年四月一日から施行をいたします。

以上で、議案第九号 養老町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十四、議案第十号 養老町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第十号 養老町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

議案第十号 養老町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例について。

養老町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十七年三月四日提出。

改正の趣旨でございます。

養老町留守家庭児童教室の利用資格については、養老町留守家庭児童教室の設置等に関する条例（以下条例といいます）第四条第一項に小学校に就学する第三学年までの児童と規定されておりますが、第四学年の児童についても利用できるように、また夏季休業日のみ利用できるよう要望が多いため、条例改正を行うものがございます。

最初に、教室の利用資格について説明をさせていただきます。

留守家庭児童教室を利用できる者は、条例第四条第一項において小学校に就学する第四学年までの児童とするよう改め、また同条第二項で夏季休業日のみの利用ができるよう改めるものがございます。

次に、教室の利用料について、これまでの利用区分に加えて、新たに月曜日から金曜日まで利用する場合は、七月は八千円、夏季休業日一万四千元、月曜日から土曜日まで利用する者は、七月は一万一千円、夏季休業日は一万七千円に改めるものでございます。

以上で、議案第十号 養老町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十五、議案第十一号 養老町体育施設条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第十一号

養老町体育施設条例の一部を改正する条例についての説明をさせていただきます。

議案第十一号 養老町体育施設条例の一部を改正する条例について。

養老町体育施設条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十七年三月四日提出。

改正の趣旨でございます。

平成二十七年四月一日より閉鎖する笠郷町民体育館並びに池辺町民体育館を体育施設条例から削除すること及び住民サービスの向上、経費節減のため、全国では公共スポーツ施設の指定管理者制度の導入が進んでおり、本町においてもこの制度を導入していくために、その関係条文を改正するものでございます。

要旨でございます。

笠郷町民体育館及び池辺町民体育館については、以前より耐震性判定結果で、笠郷町民体育館は耐震性能は非常に劣るので大きな被害が想定される、また池辺町民体育館については、耐震性は劣るので被害を防ぐため相当な補強が必要と思われると判断されており、今まで各種競技団体の皆様に御利用いただいておりますが、町として危険な建物であると判断し、施設の管理責任上やむを得ず閉鎖をさせていただくことといたしました。

また、体育施設の管理運営については、指定管理者制度の目的である多様化する住民ニーズにより、効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることが進められていることから、指定管理者による管理を行わせることができるものとする。

改正内容につきましては、第二条中の養老町笠郷町民体育館、養老町下笠千四十八番地並びに養老町池辺町民体育館、養老町瑞穂九十番地一を削り、また第十四条の次に第十五条として体育施設の管理を指定管理者に行わせることができるとし、第十六条には指定管理者が行う業務の範囲、第十七条、指定管理者が行う管理の基準、第十八条、利用料金、第十九条、指定管理者に行わせる場合に準用する項目を記し、この場合「教育委員会」を「指定管理者」と読みかえるものとする」と明記しました。

以上、五条分を加えたことにより、第十五条の委任を第二十条とするものでございます。

以上で、議案第十一号 養老町体育施設条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十六、議案第十二号 養老町立食肉事業センター設置及び管理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第十二号

養老町立食肉事業センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

議案第十二号 養老町立食肉事業センター設置及び管理条例の一部を改正する条例について。

養老町立食肉事業センター設置及び管理条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十七年三月四日提出。

改正の趣旨でございます。

養老町立食肉事業センターにおいて行っておりますBSE関連対策に伴う牛頭部等の焼却処理業務を今後外部委託にすることとするため、本条例の一部を改正するものでございます。

要旨でございます。

現在、食肉事業センターにおきましては、屠畜場の使用者から大動物、中動物、小動物の区分ごとに屠畜に係る使用料、冷蔵庫保管使用料、牛頭部等焼却使用料を納付していただき、施設の運営管理を行っているところでございます。

牛頭部等の焼却処理につきましては、平成十三年九月に国内で発生したBSE関連対策の一環として、平成十四年十一月に食肉事業センターに焼却施設を設置し、今日まで維持管理を行っておりますが、故障が多発し、かつ老朽化が著しい状況であります。

そこで、施設改修を行った上で継続して使用していくことを検討いたしました。今後の維持管理に係る費用等を検討した結果、この処理を外部委託して処理することが合理的かつ適切であるという考えに至りました。よって、食肉事業センターの施設を使用しないこととなるため、本条例の第六条別表第三の牛頭部等焼却使用料の納付の規定を削る必要があることから、その一部改正をするものでございます。

なお、今後、牛頭部等の焼却処理を外部委託するに当たり、その処理に係る応分の費用負担に関しましては、諸収入として別途使用者との間で約定を締結し、受け入れを行う予定でございます。施行日につきましては、平成二十七年四月一日から施行をいたします。

以上で、議案第十二号 養老町立食肉事業センター設置及び管理条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十七、議案第十三号 養老町

介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第十三号

養老町介護保険条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

議案第十三号 養老町介護保険条例の一部を改正する条例について。

養老町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定め

るものとする。平成二十七年三月四日提出。

改正の趣旨でございます。

第一号被保険者の介護保険料は三年ごとに見直される介護保険事業計画により定めておりますが、現在の第五期介護保険事業計画が平成二十六年年度をもって終了いたしますので、第六期介護保険事業計画の期間である平成二十七年年度から平成二十九年年度までの保険料を定めるため、条例の一部を改正するものでございます。また、平成二十七年年度から地域支援事業の見直しが行われ、介護予防・日常生活支援総合事業を開始することになっておりますが、本町では実施の体制等が未整備のため、附則に開始する時期を明記しております。

要旨でございます。

現行の保険料の階層は所得に応じて六段階で設定しておりますが、国の基準が九段階に改められましたので、本町においても国の基準に合わせて九段階へ改めるものでございます。

介護保険制度改正により、平成二十七年年度から地域支援事業を充実させるため、新しい介護予防・日常生活支援総合事業への移行や在宅医療・介護連携の推進等を始めることになっておりますが、総合事業への円滑な移行のため準備期間として地域の実情にに応じてその実施時期を二年度猶予できることとなっております。本町においても事業者の確保、育成、料金体系等、実施の体制の整備が整っておりませんので、本条例の附則に開始時期を明記するものでございます。

この条例は、平成二十七年四月一日から施行するものでございます。

以上で、議案第十三号 養老町介護保険条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十八、議案第十四号 養老町

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第十四号

養老町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

議案第十四号 養老町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

養老町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十七年三月四日提出。

改正の趣旨でございます。

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が平成二十七年一月十六日に公布され、指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準の一部が改正されました。

地域密着型サービスに係る人員、設備、運営などに関する基準については、法令などにより市町村の条例で定めることとされていることから、本条例について一部を改正するものでございます。要旨でございます。

現行の条例は、目標達成のための必要最低限の基準を定めたも

のであり、指定地域密着型サービス事業者は基準条例を遵守することで適切な事業運営を行っていることから、国が定める指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準どおりに条例の一部を改正するものでございます。

第六十条から第三十二条までは、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、訪問看護に看護サービスの提供体制に係る規定、オペレーターの配置基準に係る規定等を改正いたします。

第六十条から第八十条までは、認知症対応型通所介護ですが、利用定員に係る規定、夜間及び深夜のサービスを実施する場合の運営基準等を改正いたします。

第八十二条から第六十六条までは、小規模多機能型居宅介護でございますが、登録定員等に係る規定、看護職員の配置要件に係る規定を改正いたします。

第一百十条から百二十一条までは、認知症対応型共同生活介護でございますが、ユニット数に係る規定を改正いたします。

第一百三十条から百四十八条までは、地域密着型特定施設入居者生活介護でございますが、職員の配置の規定を改正いたします。

第一百五十一条から第八十条までは、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護でございますが、サテライト型地域密着型介護老人福祉施設の本体施設に係る要件を改正いたします。

百九十一条から第二百二条までは、複合型サービスから看護小規模多機能型居宅介護サービスへの名称の変更、登録定員等に係る規定等を改正いたします。

主な改正点といたしまして、第六十三条第四項では、認知症対応型通所事業所の設備を利用して、介護保険制度外の夜間及び深夜のサービスを実施している事業所については、届け出を求めることとしております。

第八十五条は、小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員を「二十五人」から「二十九人」へ改めるものでございます。

第一百十三条は、認知症対応型共同生活介護事業所においては、現行では一または二と規定されているユニット数の標準について、新たな用地確保が困難である等の事情がある場合には、三ユニットまで認めると改めるものでございます。

第九章では、通い、泊まり、訪問看護、訪問介護の組み合わせつつたサービス内容が具体的にイメージできるように、複合型サービスを看護小規模多機能型居宅介護に改称しております。

また、第九十四条では、看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員を「二十五人」から「二十九人」へと改めるものでございます。

この条例は、平成二十七年四月一日から施行するものでございます。

以上で、議案第十四号 養老町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第十九、議案第十五号 養老町

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第十五号

養老町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

議案第十五号 養老町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

養老町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十七年三月四日提出。

改正の趣旨でございます。

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令が平成二十七年一月十六日に公布され、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部が改正されました。

地域密着型介護予防サービスに係る人員、設備、運営などに関する基準については、法令などにより市町村の条例で定めるとされていることから、本条例の一部を改正するものでございます。

要旨でございます。

現行の条例は、目標達成のため必要最低限の基準を定めたものであり、指定地域密着型介護予防事業者は基準条例を遵守することで適切な事業運営を行っていることから、国が定める指定地域

密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準どおりに条例の一部を改正するものでございます。

第七条から第九条までは、介護予防認知症対応型通所介護でございますが、利用定員に係る規定、夜間及び深夜のサービスを実施する場合の運営基準等を改正いたします。

第三十七条から第六十六条までは、介護予防小規模多機能型居宅介護でございますが、登録定員等に係る規定、看護職員の配置要件に係る規定等を改正いたします。

第七十条から第八十六条までは、介護予防認知症対応型共同生活介護でございますが、ユニット数に係る規定を改正いたします。

主な改正点としまして、第七条第四項では介護予防認知症対応型通所事業所の設備を利用して、介護保険制度外の夜間及び深夜のサービスを実施している事業所については、届け出を求めるところとしております。

第四十七条では、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員を「二十五人」から「二十九人」へと改めるものでございます。

第七十四条は、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所において、現行は一または二と規定されているユニット数の標準について、新たな用地確保が困難である場合等の事情がある場合には、ユニットまで認めると改めるものでございます。

この条例は、平成二十七年四月一日から施行するものでございます。

以上で、議案第十五号の提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第二十、議案第十六号 養老町

下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました議案第十六号

養老町下水道条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

議案第十六号 養老町下水道条例の一部を改正する条例について。

養老町下水道条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。平成二十七年三月四日提出。

改正の趣旨でございます。

下水道法施行令の一部が改正されたことに伴い、政令の基準に準じて本条例を改正するものでございます。

要旨でございます。

下水道の除害施設等の設置基準のうち、カドミウム及びその化合物に係る排水基準を一リットル当たり〇・一ミリグラム以下から〇・〇三ミリグラム以下に改正するものでございます。

施行日については、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上で、議案第十六号 養老町下水道条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

再開は一時からいたします。

（午後〇時〇一分 休憩）

（午後一時〇〇分 再開）

○議長（松永民夫君） 会議を再開します。

町長より訂正の申し出がありますので、許可いたします。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） 午前中の一番最後に提案説明をさせていただきます

いただきました議案第十六号 養老町下水道条例の一部を改正する条例についてでございますが、施行日について、公布の日から施行するものというふうに説明をいたしました。訂正をいたしました。二十七年四月一日より訂正ということでございます。大変失礼をいたしました。

○議長（松永民夫君） 次に、日程第二十一、同意第一号 教育委

員会委員の任命同意についてを議題といたします。

なお、本案は人事案件につき、提案理由の説明後、質疑を行い、討論を省略し採決を行います。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長（大橋 孝君） ただいま上程を賜りました同意第一号 教

育委員会委員の任命同意について説明をさせていただきます。

町教育委員会委員の並河清次氏の任期が平成二十七年三月十二日をもって満了となりますが、引き続き同氏を教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四条第一項の規定により、同意を求めるところでございます。

なお、委員の任期は平成二十七年三月十三日から平成三十一年三月十二日までの四年間となります。

同意第一号 教育委員会委員の任命同意について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律

第六十二号) 第四条第一項の規定により、次の者を教育委員会委員に任命したいので、同意を求めるとする。平成二十七年三月四日提出。

記、住所、岐阜県養老郡養老町岩道三百九十五番地二十三、並河清次。

以上、同意第一号 教育委員会委員の任命同意についての提案説明とさせていただきます。よろしく御同意をいただきますようお願いいたします。

○議長(松永民夫君) 説明が終わりました。

ただいまより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長(松永民夫君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(松永民夫君) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

ただいま教育委員会委員の任命同意を受けられました並河教育長から発言の申し出がございましたので、許可をいたします。

○教育長兼教育委員会事務局長(並河清次君) ただいま私の教育委員会委員の任命につきまして、同意いただきましたことありがとうございます。

全ては子供たちと住民のためという初心を忘れることなく、これからも誠心誠意努めてまいりたいと考えております。

議員の皆様にはこれからもこれまで以上に御指導、御鞭撻願いますことをお願い申し上げます。ありがとうございます。

○議長(松永民夫君) 次に、日程第二十二、議案第十七号から日程第三十、議案第二十五号までの九議案は、本日は一括議題とし

上程後、提案理由の説明を受け、総括質疑のみ行います。

それでは、日程第二十二、議案第十七号 平成二十六年養老

町一般会計補正予算(第六号) から日程第三十、議案第二十五号

平成二十七年養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れについてまでの九議案を一括上程いたします。

町長より提案理由の説明を求めます。

大橋町長。

○町長(大橋 孝君) ただいま一括上程を賜りました議案第十七

号より議案第二十五号までの提案説明をさせていただきます。

まず第一に、議案第十七号 平成二十六年養老町一般会計補

正予算(第六号) について、その概要を説明させていただきます。

議案第十七号 平成二十六年養老町一般会計補正予算(第六

号)。

平成二十六年養老町一般会計補正予算(第六号) は、次の定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第一条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出

それぞれ六千七百二十万七千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ百七億八千五百九十五万一千円とする。

第二項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの

金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。



繰越明許費の補正、第二条 繰越明許費の追加は、「第二条 繰越明許費補正」による。

地方債の補正、第三条 地方債の変更は、「第三表 地方債補正」による。平成二十七年三月四日提出。

今回の補正予算につきましては、国の平成二十六年度補正予算を活用した地域活性化・地域住民生活等緊急支援のための交付金事業につきましては、繰越明許を前提に補正するものでございます。

なお、この交付金事業につきましては、本町議会の議決をいただいた後に国の審査があり、事業の採択が決定をいたします。したがって、国の採択が得られなかった事業については、町単事業として執行することは難しく、その事業については原則補正減せざるを得ないと考えております。しかし、明許繰越の議決をいただきました事案については、三月中にその減額する手続が必要となりますが、国の交付決定等が三月末との情報以外ないため、三月中に臨時会をお願いすることは難しいと考えております。つきましては、町による専決処分とさせていただきますと考えておりますので、議員各位にはよろしく御理解賜りますようお願いいたします。

では、補正予算全般の内容について御説明申し上げます。

今回、補正予算につきましては、先ほど御説明いたしました地域活性化・地域住民生活等緊急支援のための交付金事業のほか、事業費の確定等に伴う補正が主なもので、歳入歳出の総額にそれぞれ六千七百二十七千円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ百七億八千五百九十五万一千円とするものでございます。

最初に、十五ページの歳出について御説明申し上げます。

総務費の総務管理費、目一般管理費では、退職手当組合負担金

で、早期退職に伴う退職手当組合特別負担金千六百二十三千円から既決予算の不用見込み額百三十万円を控除した額千四百七十二万三千円を計上し、職員管理費では臨時・嘱託職員の数が当初見込みより減員となったため、共済費で社会保険料及び労働保険料の合計で百二十六万六千円を減額いたしました。

同じく総務管理費の目文書広報費では、郵便料の実績見込みが当初見積もりよりも少なくなる見通しのため、二百六万二千円を減額いたしました。

また、目財産管理費では、公有財産及び普通財産管理費で商工会から街路灯移管による電気料の増加分として百万円を増額し、電算及び文書印刷管理費では基幹システム運用サポート業務において、今年度、電算業務に大きなトラブルもなかったことから、同業務に係る委託料の不用額として百八十万円を減額いたしました。

また、目企画費では、地域活性化・地域住民生活等緊急支援のための交付金事業に係る地方人口ビジョン・地方版総合戦略策定事業として千七百八十万円を計上するとともに、婚活サポート制度システム構築事業として百七十五万五千円を計上いたしました。

また、地方バス路線維持事業の事業費が確定しましたので、負担金補助及び交付金で不用額の三百四十九万九千円を減額し、養老改元一三〇〇年プロジェクト事業のうち、養老の郷づくり推進事業関係業務に係る委託料において入札差金が出ましたので、その不用額として百二十万円を減額いたしました。

また、目地域振興費では、区長手当等交付事務について世帯数が当初予算より少なくなる見通しですので、報償費百二十七万三千円、負担金補助及び交付金百三十二万四千円をそれぞれ減額し、またオンデマンドバス運行事業費のうち、オンデマンドバス運

営・運行・管理業務委託料の減額により、委託料六百三十九万一千円を減額し、協働のまちづくり推進事業では地域自治町民会議の年度内での成立がなかったことから、地域まちづくり計画印刷作成に係る需用費の不用額として百三十万円を減額するとともに、同事業に岐阜県市町村振興補助金七十万円が交付されるため、財源更正をいたしました。

次に、目財政調整基金費では、新たに七千二百万円を積み立てることとし、基金利子の増額に伴う八十七万四千円を含めて積立金七千二百八十七万四千円を増額し、目長寿社会福祉基金費では、基金利子の増額に伴い、積立金三万六千円を増額いたしました。

次に、目養老改元一三〇〇年事業基金費では、御寄附をいただいた分を積立金として計上し、三百七十八千円を増額いたしました。

また、目町制六十周年記念事業では、町制六十周年記念事業のうち、薪能公演等に係る委託料が当初予定よりも安価で契約、執行できたことから、その不用額として三百六十万円を減額いたしました。

次に、十六ページの選挙費、目農業委員会委員選挙費では、農業委員会委員選挙が無投票となったため、職員手当等二百八十万四千円を減額いたしました。

次に、民生費の社会福祉費、目社会福祉総務費では、障害者自立支援給付事業において、訪問系、日中活動系等介護給付費等の動向に基づき、扶助費で八十五万一千円を増額するとともに、平成二十五年障害者医療費国庫負担金返還金、障害児通所給付費等国・県負担金返還金として百三十三万六千円を増額いたしました。

また、国民健康保険特別会計及び介護保険事業特別会計の補正

に伴い、国民健康保険特別会計繰出金については四百二十七万八千円、介護保険事業特別会計繰出金については千四十三万七千円をそれぞれ増額いたしました。

次に、社会福祉費の目老人福祉費では、特別養護老人ホーム白鶴荘建設費借入金償還相当補助金について、覚書により事業活動収支差額の一五％を返済財源に振りかえることとなっており、該当分の八十九万五千円を減額いたしました。

次に、児童福祉費の目児童福祉総務費では、地域住民生活等緊急支援助交付金事業を活用し、地域ふれあい事業を実施するため、千九百四十七万五千円を新たに計上し、広域保育委託事業において広域保育希望者の入園取りやめ等の理由により、当初見込みと実績見込みとの差額分五百四十三万六千円を減額し、病児病後児保育事業については利用者の動向により二十六万一千円を増額いたしました。

次に、十七ページの目児童措置費では、私立保育所運営事業の当初見込みと実績見込みとの差額分五百九十八万八千円、また乳児保育対策事業（私立）についても、園児数の当初見込みと実績見込みとの差額分二百六万六千円、児童手当支給事業でも受給者の当初と実績見込みとの差額分六百四万五千円をそれぞれ減額いたしました。

衛生費の保健衛生費、目公害対策費では、高度処理型合併浄化槽設置事業費において、追加内示により補助額が決まりましたので、執行見込み額と現行予算の残額の差額分七百五十三万三千円を減額いたしました。

次に、水道費、目水道整備費では、消火栓設置負担金において消火栓設置が当初の見込みより少なかったため、二百万円を減額いたしました。

次に、十八ページの農林水産業費の農業費、目農業振興費では、担い手支援事業費で農業機械購入費等の減額により、町補助金相当分九十万一千円減額をし、元気な農業産地構造改革支援事業費で県補助事業による新規就農者育成支援事業として、JAにしみが実施したイチゴ栽培設置の建設工事において入札差金が生じましたので、補助金相当分四百二十五万三千円を減額いたしました。

また、青年就農給付金事業費では、国の平成二十六年補正予算に伴い、給付金の前倒し給付が実施されることとなりましたので、青年就農給付金七十五万円を増額いたしました。

次に、目土地改良費では、かんがい排水工事等（県単七件、町単一件）の入札差金により、県単土地改良事業費で百八十九万八千円、町単土地改良事業費で二十四万四千円をそれぞれ減額し、多面的機能支払交付金事業では活動組織の対象農地面積の変更や交付単価の変更により、町の負担分五十万八千円を減額いたしました。

次に、林業費の目林業総務費では、森林整備事業調査推進事業費で、国の事業採択要件等の変更により事業が採択されなかったことにより、町の負担分五十五万円を減額いたしました。

また、目林業振興費では、有害鳥獣駆除事業費で本年度特にイノシシ、鹿、猿等の捕獲数が増加したことによる不足する捕獲報償費百六十七万三千円を増額いたしました。

次に、十九ページの商工費の商工費、目商工業振興費では、地域活性化・地域住民生活等緊急支援のための交付金事業を活用し、養老町商工会が行うプレミアム付商品券発行事業に対する補助金として、地域活性化推進対策事業費において四千七百五十万二千円を計上いたしました。

また、住宅リフォーム促進事業費では、実績見込みが当初予算見積もりより少なくなる見込みですので、不用額として二百万円を減額いたしました。

次に、商工費の商工費、目観光費では、地域活性化・地域住民生活等緊急支援のための交付金事業を活用し、ふるさと養老観光宣伝事業で無料公衆無線LAN設置事業費として三百八十六万円を計上するとともに、ふるさと会館リニューアル等設計業務完了により事業費が確定しましたので、不用額として委託料百六十一万円を減額するとともに、岐阜県清流の国地域振興補助金九十九万円を充当するため、財源更正を行うものがございます。

次に、土木費の道路橋梁費、目道路橋梁維持費では、社会資本整備総合交付金の減額に伴い、橋梁長寿命化計画事業で八十二万五千円の財源更正を行いました。

同じく道路橋梁費の目道路橋梁新設改良費では、社会資本整備総合交付金事業の事業費の確定に伴い、千七百七十九万九千円を減額し、また東海環状自動車道促進事業では当初予定をしていた臨時職員の採用を見送ったこと、東海環状自動車道敷地の道水路の維持管理工事がなかったため、七百五十三万五千円を減額いたしました。

次に、二十ページの都市計画費の目都市計画総務費では、建築物耐震化促進事業補助金の木造住宅耐震工事補助金として、建築物耐震診断事業補助金の申請がなかったため三百三十万円、また住宅・建築物耐震改修等事業でも木造住宅耐震診断の申請が五件あったため、六十万三千円をそれぞれ減額いたしました。

同じく都市計画費、目公園費では、中央公園事業費において、野球場夜間照明塔改修工事の入札差金として三百九万八千円を減額いたしました。

次に、消防費の消防費、目常備消防費では、消防施設等維持管理事業で事業費の確定に伴い、それぞれ入札差金が生じたので、委託料で養老消防署指令棟建設工事管理委託契約二十三万八千円、高機能消防指令センター整備工事管理委託契約二十九万三千円、工事請負費で養老消防署指令棟建設工事で五百八十四万八千円、高機能消防指令センター整備工事千二百三十六万円、高機能消防指令センター整備工事に伴う自家発電設備整備工事で五十一万六千円をそれぞれ減額いたしました。

次に、目非常備消防費では、非常備機械器具購入事業の事業費の確定に伴い、備品購入費で消防ポンプ自動車購入事業七十七万三千円、小型動力ポンプ購入事業四十四万二千円をそれぞれ減額いたしました。

次に、教育費の教育総務費、目事務局費では、留守家庭児童教室事業で指導員人数の減により、賃金五百五万六千円を減額いたしました。

次に、二十一ページの小学校費、目学校管理費では、小学校管理事務で嘱託職員で見込んでおりました給食調理員が臨時職員での対応となりましたので、賃金二百二十九万九千円を増額し、需用費において電気料が当初見込みより減額の見込みとなり、三百五十七千円を減額いたしました。

また、目教育振興費では、コミュニティ・スクール事業に教育支援体制整備費補助金十六万六千円が新たに交付されますので、財源更正を行いました。

次に、中学校費の目学校管理費では、小学校費と同様な理由により、中学校管理事務で臨時職員賃金百八十四万三千円の増額をし、需用費において百一万九千円を減額いたしました。

次に、幼稚園費の目幼稚園管理費でも、小・中学校費と同様に

需用費において電気料が減額の見込みとなり、二十七万八千円を減額いたしました。

次に、二十二ページの教育費の社会教育費、目社会教育総務費では、文化財アーカイブ事業の中で国庫補助金（十割）を活用した文化遺産地域活性化推進補助事業として、文化遺産の調査・活用事業、文化遺産探訪ルート策定事業等において、当初予算で七百七十八万円を計上しておりましたが、補助金交付決定額が二百五十七万円でございますので、その差額五百二十一万円を減額いたしました。

また、目青少年育成費では、青少年健全育成を目的とした五万円の御寄附をいただきましたので、青少年育成活動推進事業に財源充当するため、財源更正をするものでございます。

次に、保健体育費の目町民プール費では、町民プール維持管理費で地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、少子化対策として授乳室を新設するため、工事請負費では三百二十四万円、備品購入費で四十一万四千円を計上するとともに、電気料については不足が生じる見込みでございますので、需用費の光熱水費で七十九万四千円を増額し、また委託料において町民プール管理運営委託料を百三十六万一千円減額いたしました。

次に、公債費の公債費では、利率の変更等に伴い、元金を七十八万八千円増額し、利子を二百七万八千円減額いたしました。

次に、十ページの歳入について御説明を申し上げます。

地方交付税の地方交付税、目地方交付税では、普通交付税において当初の交付額について、全国一律の調整率を乗じて交付されていましたが、国の補正に伴い、調整分についても交付されることになり、四百五万円を増額いたしました。

分担金及び負担金の分担金、目農林水産業費分担金では、実施

事業費の減により、農業費分担金の県単土地改良事業分担金で九十万八千円、町単土地改良事業分担金で十二万三千円をそれぞれ減額いたしました。

次に、国庫支出金の国庫負担金、目民生費国庫負担金では、事業費の実績見込みにより社会福祉費負担金の障害者自立支援給付費負担金四十二万五千円を増額し、児童福祉費負担金の保育所運営費負担金（私立・広域分）として、実績見込みとの増減により九十八万二千円を減額し、児童手当負担金では実績見込みの減により、四百九十万五千円を減額いたしました。

次に、十一ページの国庫補助金の目総務費国庫補助金では、地域活性化・地域住民生活等緊急支援助交付金の地域消費喚起・生活支援型として四千七百五十万二千円、同交付金の地方創生先行型として三千八百十六万四千円を計上いたしました。

充当先としては、総務管理費の地方人口ビジョン・地方版総合戦略策定事業で一千万円、同じく総務管理費の婚活サポート制度システム構築事業で百七十五万五千円、児童福祉費の地域ふれあい事業で千九百四十七万五千円、地域活性化推進対策事業（プレミアム付商品券発行事業）で四千七百五十万二千円、同じく商工費のふるさと養老観光宣伝事業（無料公衆無線LAN機器設置事業）で三百八十六万円、保健体育費の町民プール維持管理事業（授乳室整備事業）で三百六十五万四千円でございます。

次に、目衛生費国庫補助金では、国の内示額により保健衛生費補助金の循環型社会形成推進交付金を二百五十一万一千円減額いたしました。

次に、目土木費国庫補助金では、社会資本整備総合交付金の事業費の減額により三千七百二十万円を、建築物等耐震化促進事業補助金の事業費の減額により、百九十万一千円をそれぞれ減額い

たしました。

次に、目教育費国庫補助金では、小学校費補助金で教育支援体制整備費補助金が新たに交付されますので、コミュニティ・スクール促進事業の五十万円の三分の一に当たる十六万六千円を計上いたしました。

次に、県支出金の県負担金、目民生費県負担金では、事業費の実績見込みにより社会福祉費負担金の障害者自立支援給付費負担金二十一万二千円を増額し、児童福祉費負担金の保育所運営費負担金（私立・広域分）として、実績見込みとの増減により四十九万二千円、児童手当負担金は実績見込みの額により五十七万円をそれぞれ減額し、保険基盤安定負担金では国民健康保険基盤安定負担金三百二十七万円を増額いたしました。

次に、十二ページの県補助金の目総務費県補助金では、地方バス路線維持費補助金の市町村バス交通総合化対策費補助金の額が確定したため二百四十万二千円を増額するとともに、協働のまちづくり推進事業について岐阜県市町村振興補助金が交付されることになりましたので、七十万円を計上いたしました。

次に、目民生費県補助金では、児童福祉費補助金の低年齢児保育対策事業補助金として、実績見込みの減により四十万二千円を減額いたしました。

次に、目衛生費県補助金では、国庫補助金と同様に県の内示額により保健衛生費補助金の高度処理型合併浄化槽設置事業補助金を二百五十一万一千円減額いたしました。

次に、目農林水産業費県補助金では、実施事業費の確定等により農業費補助金で県単土地改良事業補助金八十六万円、元気な農業産地構造改革支援事業補助金四百二十二万一千円をそれぞれ減額し、青年就農給付金事業費補助金では七十五万円を増額し、ま

た林業費補助金では森林整備地域活動支援補助金を四十一万二千円、野生生物保護管理事業補助金十六万円をそれぞれ減額いたしました。

次に、目商工費県補助金では、ふるさと会館リニューアル等設計業務について、岐阜県清流の国地域振興補助金が交付されますので、九十万円を計上いたしました。

次に、目土木費県補助金では、事業費の減額により、建築物等耐震化促進事業補助金を百万円減額いたしました。

次に、委託金の目農林水産業費委託金では、実施事業費の変更等により林業費委託金の有害鳥獣駆除事業負担金十万円を増額いたしました。

次に、十三ページの財産収入の財産運用収入、目利子及び配当金では、財政調整基金及び長寿社会福祉基金の利子の確定に伴い、それぞれ八十七万四千円と三万六千円を増額いたしました。

次に、寄附金の寄附金、目一般寄附金では、二十万円の御寄附をいただきましたので、当初予算で計上してありました一万円を控除した金額十九万円を増額し、目総務費寄附金の地域振興費寄附金では、養老改元一三〇〇年事業寄附金として六百七十八千円の御寄附をいただきましたので、当初予算で計上してありました三百万円を控除した三百七十八千円を増額し、目教育費寄附金では、青少年健全育成事業に対して御寄附をいただいた五万円を増額いたしました。

次に、十四ページの諸収入、受託事務収入、目消防事務受託収入では、高機能消防指令センター整備工事及び養老消防署指令棟建設工事の実施事業費の減額により、大垣市の負担金三百二十四万六千円を減額いたしました。

次に、雑入の目過年度収入では、自立支援給付費国・県負担金

の精算金として、国庫で四十五万円、県で三十万一千円をそれぞれ計上いたしました。

次に、目雑入では、養老町文化遺産情報実行委員会返戻金について、補助事業団体である当委員会への国庫補助金の交付決定額が二百五十七万円であったため五百二十一万円を減額し、NEXCO負担金ではスマートインターチェンジ敷地内の物件補償費四千五百万円を増額いたしました。

次に、町債の町債、目土木債においては、社会資本整備総合交付金事業の事業費の減額により、二千七百万円を減額いたしました。

次に、目消防債では、実施事業費の減額等により、消防ポンプ自動車購入事業債六十万円、小型動力ポンプ購入事業債三十万円、高機能消防指令センター整備事業債二百八十万円、養老消防署指令棟建設事業債千八百四十万円をそれぞれ減額し、財源調整として繰越金で三千四百八十三万四千円を充てるものでございます。

次に、六ページの「第二表 繰越明許費補正」では、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業及びスマートインターチェンジ建設事業について、本年度内に事業が完了しないため、翌年度に繰り越すため繰越明許費の追加を行うものでございます。

金額につきましては、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業のうち、総務管理費の地方人口ビジョン・地方版総合戦略策定事業で千七百八十万円、同じく総務管理費の婚活サポート制度システム構築事業で百七十五千円、児童福祉費の地域ふれあい事業で千九百四十七万五千円、地域活性化推進対策事業（プレミアム付商品券発行事業）で四千七百五十万二千円、同じく商工費のふるさと養老観光宣伝事業（無料公衆無線LAN機器設置事業）で三百八十六万円、保健体育費の町民プール維持管理

事業（授乳室整備事業）で三百六十五万四千円と、スマートイン  
ターチェンジ建設事業四億五百九十六万円でございます。

次に、七ページの「第三表 地方債補正」では、土木債の社会  
資本整備総合交付金事業債の借入限度額を二千七百万円減額し、  
補正後の借入限度額を一億五千四百九十万円に、消防債の消防ポ  
ンプ自動車購入事業債の借入限度額を六十万円減額し、補正後の  
借入限度額を千二百六十万円に、小型動力ポンプ購入事業債を三  
十万円減額し、補正後の借入限度額を三百五十万円に、高機能消  
防指令センター整備事業債の借入限度額を二百八十万円減額し、  
補正後の借入限度額を一億三千七百三十万円に、養老消防署指令  
棟建設事業債の借入限度額を千八百四十万円減額し、補正後の限  
度額を六百万円にそれぞれ変更するものでございます。

以上で、議案第十七号 平成二十六年養老町一般会計補正予  
算についての提案説明でございます。

続きまして、議案第十八号 平成二十六年養老町国民健康保  
険特別会計補正予算（第三号）につきまして、その概要を説明さ  
せていただきます。

議案第十八号 平成二十六年養老町国民健康保険特別会計補  
正予算（第三号）。

平成二十六年養老町国民健康保険特別会計補正予算（第三  
号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第一条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出  
それぞれ六千五百四十三万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳  
入歳出それぞれ三十八億三千四百八十四万五千円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び  
に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補  
正」による。平成二十七年三月四日提出。

最初に、八ページの歳出について御説明を申し上げます。

総務費の総務管理費、目一般管理費では、被保険者証等の郵送  
料及び診療報酬明細書処理等の手数料の実績見込みにより、不足  
が見込まれる額二十四万一千円を増額いたしました。

次に、保険給付費につきまして、これまでの医療費の動向を  
踏まえ、年度内における総支払い見込み額を推計いたしました  
ところ、不足が予想される療養諸費の目一般被保険者療養給付費で  
四千六百五十万二千円、高額療養費の目一般被保険者高額療養費  
で千四百九十五万五千円、目退職被保険者等高額療養費で百四十  
六万二千円それぞれ増額いたしました。

また、療養諸費の目退職被保険者等療養給付費、目一般被保  
険者療養費、目退職被保険者等療養費では、療養給付費交付金及び  
保険基盤安定繰入金の増額により、それぞれ財源更正を行いまし  
た。

次に、九ページの後期高齢者支援金等の目後期高齢者支援金及  
び前期高齢者納付金等の目前期高齢者納付金につきまして、療  
養給付費交付金及び保険基盤安定繰入金の増額により、それぞれ  
財源更正を行いました。

次に、介護納付金の目介護納付金につきましても、保険基盤安  
定繰入金の増額により、財源更正を行いました。

次に、十ページの保健事業費の特定健康診査等事業費、目特定  
健康診査等事業費では、受診予定者数の減により、健康診査委託  
料の実績見込みにより、不用額が見込まれる額二百八十万円を減  
額いたしました。

次に、保健事業費の保健事業費、目保健衛生普及費では、診療  
を受けた被保険者に対する医療費通知に係る郵送料及び作成手数  
料の実績見込みにより、不足が見込まれる額十八万三千円を増額

いたしました。

次に、六ページの歳入について御説明申し上げます。

国庫支出金の国庫負担金及び県支出金の県負担金では、特定健康診査等負担金の基準額の改正により、それぞれ十一万六千円を増額いたしました。

次に、療養給付費交付金の目療養給付費交付金では、退職被保険者等高額療養費の増額等に伴い、四百二十五万六千円を増額いたしました。

次に、繰入金の他会計繰入金、目一般会計繰入金では、保険基金安定繰入金の保険税軽減分として四百三万七千円を増額し、経常事務費増額に伴い、その他一般会計繰入金では二十四万一千円増額し、不足する分として繰越金五千七百七十七万七千円を充てるものでございます。

以上が議案第十八号 平成二十六年養老町国民健康保険特別会計補正予算（第三号）についての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第十九号 平成二十六年養老町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第一号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第十九号 平成二十六年養老町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第一号）。

平成二十六年養老町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第一号）は、次の定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第一条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ百十万七千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ千九百八十万七千円とする。

第二項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの

金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。平成二十七年三月四日提出。

最初に、歳出について御説明申し上げます。

七ページの公債費の公債費、目元金では、住宅新築資金等の借り受け人三名より住宅新築資金及び宅地取得資金について、期前一括償還が行われましたので、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に返済する繰り上げ償還額として不足する金額百十万七千円を増額いたしました。

次に、六ページの歳入につきましては、公債費の増額に伴う財源として、諸収入の貸付金元利収入、目貸付金元利収入を充てるものでございます。

以上で、議案第十九号 平成二十六年養老町住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第一号）の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第二十号 平成二十六年養老町上水道事業会計補正予算（第三号）について、その概要を御説明申し上げます。

議案第二十号 平成二十六年養老町上水道事業会計補正予算（第三号）。

総則、第一条 平成二十六年養老町上水道事業会計の補正予算（第三号）は、次に定めるところによる。

収益的支出、第二条 平成二十六年養老町上水道事業会計予算（以下「予算」という。）第三条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出、科目、水道事業費用、既決予定額五億百三十四万二千元、補正予定額千九百十五万七千円、合計四億八千二百八十五千円とするものです。



第一項營業費用、既決予定額四億一千四百七十一万九千円を千九百十五万七千円減額し、三億九千五百五十六万二千円とするものでございます。

ちよつと訂正をさせていただきます。第一款水道事業費用、既決予定額五億百三十四万二千円は、千九百十五万七千円減額し、四億八千二百八十八万五千円とするものでございます。

次に、資本的収入及び支出、第三条 予算第四条中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額一億五千七百九十九万九千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額一億四千四百八十四万円」に、「過年度分損益勘定留保資金一億四百五十二万二千円」を「過年度分損益勘定留保資金九千八十九万三千円」に改め、資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、科目でございますが、第一款資本的収入、既決予定額二億四千九百九十万一千円を八千三百二十万円減額し、一億六千六百七十万一千円に、第一項企業債、既決予定額一億九千万円を七千万円減額し、一億二千万円に、第二項負担金、既決予定額三百七十五万円を二百万円減額し百七十五万円に、第四項国庫補助金、既決予定額四千四百八十万円を千百二十万円減額し、三千三百六十万円にいたします。

支出、科目、第一款資本的支出、既決予定額四億七百九十万円を九千六百三十五万九千円減額し、三億一千五十四万一千円に、第一項建設改良費、既決予定額三億七千六百四十四万五千円を九千六百三十五万九千円減額し、二億八千八万六千円といたします。企業債、第四条 予算第五条に定めた起債の限度額を次のとおり変更する。

水道建設事業、補正前一億九千万円を、補正後限度額を一億二

千万円にいたします。平成二十七年三月四日提出。

今回の補正予算につきましては、収益的支出を千九百十五万七千円減額し、補正後の予定額を四億八千二百八十八万五千円に改めるものでございます。

また、資本的収入を八千三百二十万円減額し、補正後の予定額を一億六千六百七十万一千円に、資本的支出を九千六百三十五万九千円減額し、補正後の予算額を三億一千百五十四万一千円に改めるものでございます。

まず、十一ページの収益的支出につきましては、營業費用、目配水及び給水費におきまして、二十六年三月から第二ポンプ場から第四ポンプ場へ夜間の午前零時から午前五時の間、配水の切りかえを行ったことにより、電気料が予想より低く抑えられたため、動力費を二百万円減額いたしました。路面復旧費につきましては、二十七年年度に一体的に施行することとしたため、千七百十五万七千円減額いたしました。

次に、資本的収入につきましては、建設改良費の減額に伴い、水道事業債を七千万円減額いたしました。また、負担金につきましては、消火栓設置が当初の見込みより少なかったため、二百万円減額いたしました。

国庫補助金につきましては、入札差金により千百二十万円減額いたしました。

続きまして、十二ページの資本的支出につきましては、建設改良費、目配水設備改良費で、補助対象事業の耐震管布設がえ工事を重点的に施行したこと及び入札差額により工事請負費を九千六百三十五万九千円減額いたしました。

これらの補正により、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額につきましては一億五千七百九十九万九千円から一億四千

四百八十四万円に、過年度分損益勘定留保資金につきましては一億四百五十二万円から九千八百九十三万円となります。

以上で、議案第二十号 平成二十六年養老町上水道事業会計補正予算（第三号）の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第二十一号 平成二十六年養老町介護保険事業特別会計補正予算（第三号）につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第二十一号 平成二十六年養老町介護保険事業特別会計補正予算（第三号）。

平成二十六年養老町介護保険事業特別会計補正予算（第三号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第一条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ四千八百六十一万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ二十三億九千四百四十五万円とする。

二項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。平成二十七年三月四日提出。

最初に、九ページの歳出につきまして御説明をさせていただきます。

総務費の特別対策事業費では、第五期介護保険事業計画の中で、地域密着型サービスの整備目標とした認知症対応型通所介護施設、小規模多機能型居宅介護施設については採択がなかったため、介護基盤緊急整備特別対策事業二千九百五十万円、施設開設準備経費助成特別対策事業五百四十万円をそれぞれ減額いたしました。

次に、保険給付費につきましては、本年度の給付費の動向に基づきまして、それぞれ所要額の増減を行い、介護サービス給付費では居宅介護サービス給付費で四千七百九十五万九千円、施設介

護サービス給付費で三千五百五十三万八千円、居宅介護福祉用具購入費で百十四万円、居宅介護サービス計画給付費で九百五十八万四千円をそれぞれ増額し、居宅介護住宅改修費では百三十七万九千円を減額いたしました。

十ページの介護予防サービス給付費では、介護予防サービス給付費で五百六十八万八千円、地域密着型介護予防サービス給付費で百三十二万二千円、介護予防住宅改修費で二百五十六万四千円をそれぞれ減額いたしました。

また、サービス給付諸費、目審査支払手数料で十万九千円、高額介護サービス等費、目高額介護サービス費三百七十五万四千円をそれぞれ増額いたします。

次に、六ページ及び七ページの歳入につきまして説明させていただきます。

まず、保険給付費の補正に伴いまして、国庫支出金の国庫負担金、目介護給付費負担金で千五百三十二万三千円、国庫補助金、目調整交付金で四百七十五万五千円、支払基金交付金の支払基金交付金、目介護給付費交付金で二千四百二十一万五千円、県支出金の県負担金、目介護給付費負担金二千一百四十四万四千円、繰入金の他会計繰入金、目介護給付費繰入金で千四十三万七千円をそれぞれ増額いたしました。

また、県支出金の県補助金、目特別対策事業交付金では、介護基盤緊急整備特別対策事業及び施設開設準備経費助成特別対策事業の減額に伴い、それぞれ二千九百五十万円と五百四十万円の三千四百九十万円を減額いたしました。

次に、八ページの繰越金では、歳入全体で不足する財源千七百五十三万七千円を充てるものでございます。

以上で、議案第二十一号 平成二十六年養老町介護保険事業

特別会計補正予算（第三号）についての提案説明とさせていただきます。

次に、議案第二十二号 平成二十七年養老町簡易水道特別会計の繰入れについて御説明をさせていただきます。

議案第二十二号 平成二十七年養老町簡易水道特別会計の繰入れについて。

地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第六条の規定により、平成二十七年養老町簡易水道特別会計は、次のとおり平成二十七年養老町一般会計から繰り入れるものとする。平成二十七年三月四日提出。

記、一つ、繰入額二十三万五千元。

一つ、繰り入れの理由、簡易水道整備事業実施のため。

簡易水道特別会計につきましては、今回、議案第二十八号の平成二十七年養老町簡易水道特別会計予算で歳入歳出それぞれ千八百三十万円を計上しておりますが、簡易水道施設整備事業を実施するために二十三万五千元を一般会計から繰り入れるものがございます。

以上が議案第二十二号 平成二十七年養老町簡易水道特別会計の繰入れについての提案説明とさせていただきます。

次に、議案第二十三号 平成二十七年養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについて説明をさせていただきます。

議案第二十三号 平成二十七年養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについて。

地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第六条の規定により、平成二十七年養老町立食肉事業センター特別会計は、次のとおり平成二十七年養老町一般会計から繰り入れるものとする。平成二十七年三月四日提出。

記一、繰入額四千五百八十万円。

一、繰り入れの理由、食肉事業センター整備事業実施のため。

食肉事業センター特別会計につきましては、今回議案第二十九号の平成二十七年養老町立食肉事業センター特別会計予算で歳入歳出それぞれ一億五千四百四十万円を計上しておりますが、食肉事業センター管理事業を実施するため、四千五百八十万円を一般会計から繰り入れるものがございます。

以上で、議案第二十三号 平成二十七年養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れについての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第二十四号 平成二十七年養老町公共下水道事業特別会計の繰入れについて御説明をさせていただきます。

議案第二十四号 平成二十七年養老町公共下水道事業特別会計の繰入れについて。

地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第六条の規定により、平成二十七年養老町公共下水道事業特別会計は、次のとおり平成二十七年養老町一般会計から繰り入れるものとする。平成二十七年三月四日提出。

記一、繰入額二億三千八百七十八万四千円。

一つ、繰り入れの理由、公共下水道整備事業実施のため。

公共下水道事業特別会計につきましては、今回、議案第三十二号の平成二十七年養老町公共下水道事業特別会計予算で歳入歳出それぞれ三億五千四百四十万円を計上しておりますが、公共下水道整備事業を実施するために二億三千八百七十八万四千円を一般会計から繰り入れるものがございます。

以上で議案第二十四号 平成二十七年養老町公共下水道事業特別会計の繰入れについての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第二十五号 平成二十七年養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れについて説明をさせていただきます。

議案第二十五号 平成二十七年養老町農業集落排水事業特別会計の繰入れについて。

地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第六条の規定により、平成二十七年養老町農業集落排水事業特別会計は、次のとおり平成二十七年養老町一般会計から繰り入れるものとする。平成二十七年三月四日提出。

記、一つ、繰入額二千九十一万円。

一、繰り入れの理由、農業集落排水整備事業実施のため。

農業集落排水事業特別会計につきましては、今回、議案第三十三号の平成二十七年養老町農業集落排水事業特別会計予算で歳入歳出それぞれ二千九百六十万円を計上しておりますが、農業集落排水事業を実施するために二千九十一万円を一般会計から繰り入れるものでございます。

以上で議案第十七号から議案第二十五号までの提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をいただきたいと思っております。

○議長（松永民夫君） 説明が終わりました。

ただいまより、総括質疑を行います。

なお、これらの議案は、各常任委員会が所管する事項の議案ごとにその常任委員会へ付託し、審査したいと思っておりますので、ここでは所属外で総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

○議長（松永民夫君） お諮りします。

日程第三十一、議案第二十六号から日程第四十一、議案第三十六号までの十一議案は、町長の施政方針並びに予算内示会で説明を受けていますので、提案理由の説明は省略し、本日は一括議題とし上程後、直ちに総括質疑を行いたいと思っております。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

それでは、日程第三十一、議案第二十六号 平成二十七年養老町一般会計予算から日程第四十一、議案第三十六号 平成二十七年養老町後期高齢者医療特別会計予算までの十一議案を一括議題といたします。

ただいまより総括質疑を行います。

なお、これらの議案は、常任委員会が所管する事項の議案ごとにその常任委員会へ付託をし、審査したいと思っておりますので、ここでは所属外で総括的、あるいは大綱的な質疑にとどめていただくようお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 八番 田中敏弘君。

○八番（田中敏弘君） 今回、一般会計の関係ですが、二十七年として百九億一千二百万円でありますが、私が議員になったときは平成十五年、あのときはたしか九十三億九千万円と記憶しておりますけれども、予算としては年々積極型ということで増加してきました。

午前の施政方針でもありましたとおり、少子・高齢化や人口減少などを初め課題も山積している状況の中で、地方債も確実に増

加してきております。参考資料にもありますように、平成二十七年末一般会計地方債残高も九十八億円余りとなっております。平成十五年のときには、たしか七十八億円であったと思いますが、十二年間で二十億円ふえています。

こういったことで、今年度、二十七年は町債発行も七千七百万円の減額となっておりますので、非常に歓迎しておるところでございますけれども、次世代後世にツケを回さない観点から、どのように配慮してきたのか。また、今後どのように配慮していくのか、その辺の見解を求めます。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 田中議員の御質問にお答えをさせていただきますと思います。

確かに今年度も昨年よりも大きな金額というふうになりましたけれども、そんな中でやはりできる限り町債等をふやさないようにという形の中で、今年度の予算編成を行わせていただきました。それによりまして、町債発行額等は昨年より小規模というようなことでございます。やはり介護、それから国民健康保険等の伸びが非常に顕著であるという部分もございまして、全体としては予算が膨らむことは必然ではございます。

そんな中で、ことしの方針といたしまして、一つの町のきつかけとなる改元千三百年に向けての積極的な魅力ある町をつくるということによって、人の定住及び税收等につながっていくのではないかとということで、改元一三〇〇年事業についても積極的な予算をつけたところでございます。

しかるに、やはりこれが成果を上げなければ大きな間違いということになってしまいますので、そういうことのないように魅力あるまちづくりに向けてのさまざまな施策をつけさせていただ

たということ、こういった金額になったということでございます。御理解をいただきたいと思えます。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 平成二十七年の一般会計の予算のことで、一点だけお尋ねをしたいと思えます。

予算書の四十一ページ、款二総務費、項一総務管理費、五目財産管理費の新規事業公共施設など総合管理計画作成業務一千七十二万三千元についてであります。

公共施設など総合管理計画に基づき、実施される既存の公共施設の集約化、複合化事業と承知してありますが、次の三点でお伺いをいたします。

一、町内の公共施設の統合や廃止、公益的な連携もあわせ具体化するのが目的と理解してよろしいでしょうか。

二点目、平成二十七年、二十八年度までの二カ年計画と内示を受けたように記憶するわけですが、策定に当たって町民参画も含め、どのように検討されていくのかお尋ねします。

最後に、全体として延べ床面積が減少するものに対し、地方債の充当率や元利償還への交付税算入率が明示されていると聞き及んでいますが、それぞれ何%と認められるのか伺いたいと思えます。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 第一番目の御質問についてのみで、後は担当のほうからお答えをさせていただきますと思いますが、町内の公共施設等を調査するというところでございますけれども、統合、廃止を前提として調査するのかという御質問に関しては、そうい

うものを前提として調査するものではないというふうに御理解いただきたいと思います。

○議長（松永民夫君） 伊藤建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（伊藤博文君） 御質問にお答えいたします。

まず、二点目の町民参画等についてのあり方でございますが、先ほども申されましたように、新年度の二十七年度には基本の構想というような進め方のあり方みたいなのを委託事業として入っています。

そのようなことで、二十七年度で方向性等も審議というか、計画して進めていきたいと、今の現状ではそういう計画というか、そういう形で進めていきたいと思っております。

三点目の補助金等につきましては、現在の段階ではそのようなことが確かに予定されているという状況で、まだはっきりと内容はわかってないということで御答弁いたします。今後、その点についてはわかってくると思っております。

○議長（松永民夫君） 田中総務部参事、補足説明をお願いします。

○総務部参事兼総務課長（田中信行君） それでは、ただいまの水谷議員の御質問にお答えいたします。

起債のほうの関係でございますが、地方財政措置ということで、集約化、複合化事業に係る地方債措置ということで、公共施設最適化事業債というのが創設されます。対象としましては、公共施設等総合管理計画に基づいて実施される既存の公共施設の集約化、複合化事業であって、全体として延べ床面積が減少するもの、庁舎等の公用施設や公営住宅、公営企業施設等は対象外でございます。充当率については九〇%、交付税算入率は五〇%でございます。

それから二つ目として、転用事業に係る地方債措置というの

ございます。こちらについては、公共施設等総合管理計画に基づいて実施される既存の公共施設等の転用事業、転用後の施設が庁舎等の公用施設、公営住宅、公営企業施設等である場合については対象外でございます。起債の充当率は九〇%、交付税の算入率は三〇%でございます。

それから、公共施設等の除却についての地方債の特例措置ですが、これは平成二十六年に創設されておりまして、これは充当率が七五%でございます。

現在、こちらのほうでわかるのはこういった状況でございます。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（松永民夫君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 町長は、統合や廃止ではないというふうにおっしゃいますが、国は二〇一四年四月に自治体に対し、この計画を早急に策定することを求め、自治体の中には公共施設半減計画案を示したような自治体もあるというふうに聞き及んでいるわけです。

ですから、今、充当率の関係の根拠を言われましたけれども、集約化、複合化、いわゆる統合や廃止というようなことを当然根拠にあるわけだというふうに思います。

心配するのは、住んでいる区により住民サービスの低下や格差が生じることのないよう具体的な内容を町民に知らせ、町民の願いも反映した計画をしていただきたいということを要望するわけです。

ちなみに歳出ですけれども、地対財特法の中で旧同和地区施策としてたくさん集会所なんか建設され、その維持管理について、またあり方についていろいろ議論する時期だとは思いますが、

今回のこの計画の中にこれも対象になるといふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（松永民夫君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 同対法の中でたくさんつくられた集会所等は別の形で今進めさせていただいておりますので、この件とはまた別に考えていただいていると思います。以上です。

○議長（松永民夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（松永民夫君） 質疑なしと認め、総括質疑を終わります。

お諮りします。

日程第二十二、議案第十七号 平成二十六年養老町一般会計補正予算（第六号）から、日程第四十一、議案第三十六号 平成二十七年養老町後期高齢者医療特別会計予算までの二十議案は、各常任委員会が所管する事項の議案ごとに、その常任委員会へ付託し、審査したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認め、よって、ただいまの二十議案は、各常任委員会が所管する事項の議案ごとにその常任委員会へ付託し、審査することに決定いたしました。

なお、議案審査の付託先である総務民生委員会は、三月五日木曜日の午前十時からと六日金曜日の午後一時三十分からの二日間とし、それぞれ開催されるよう要請いたします。また産業建設委員会は、三月九日月曜日午前十時から開催されるよう要請いたします。

これをもちまして、本日の議会日程にあります議案の提案説明等は全て終了いたしました。

○議長（松永民夫君） 次に、本日までには受理しました請願はお手元に配付した請願文書の写しの一件です。

この米の需給・価格安定対策及び需要拡大を求める請願書を国の関係機関に提出を求める請願についての審査は、会議規則第九十二条第一項に基づき、産業建設委員会に付託いたします。

なお、議案審査の付託先の産業建設委員会は、三月九日月曜日午前十時より開催される産業建設委員会で審査されるよう要請いたします。

○議長（松永民夫君） お諮りします。

議案精読及び委員会審査のため、あす三月五日から三月十六日までの十二日間は、休会にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松永民夫君） 異議なしと認めます。

よって、あす三月五日から三月十六日までの十二日間は、休会とすることに決定いたしました。

○議長（松永民夫君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

本日は、これをもって散会といたします。

なお、議会二日目は三月十七日火曜日午前九時三十分より会議を開きます。

また、議員各位におかれましては、休憩後、三階第一会議室において議会全員協議会を開催いたしますので、御参集ください。なお、開催時間については後ほど連絡をいたします。

本日は御苦労さまでございました。

(散会時間 午後二時二十五分)

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた  
めここに署名する。

平成二十七年三月四日

議長 松 永 民 夫

議員 大 橋 三 男

議員 三 田 正 敏